

河合町議会会議録

令和2年 9月9日 開会

河合町議会

令和2年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 3 号 （9月9日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
常 盤 繁 範	3
谷 本 昌 弘	16
大 西 孝 幸	22
坂 本 博 道	26
馬 場 千 恵 子	44
○散会の宣告	57
○署名議員	59

令和 2 年 9 月 9 日（水曜日）

（第 3 号）

令和2年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年9月9日（水）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	清原和人	副町長	田中敏彦
教育長	竹林信也	総務部参事	横山泰典
企画部長	福井敏夫	総務部長	澤井昭仁
福祉部長	浮島龍幸	住民生活部長	門口光男
まちづくり 推進部長	堀内伸浩	教育部長	上村欣也
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村卓也
まちづくり 推進部次長	福辻照弘	まちづくり 推進部次長	石田英毅
安心安全 推進課長	吉川浩行	総務課長	小野雄一郎

税務課長 新井俊洋
教育総務課長 中尾勝人

まちづくり
推進課長 中島照仁

会議に従事した事務局職員

局長 佐藤桂三

局長補佐 高根亜紀

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和2年第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受付番号6番から10番の方の質問になります。

それでは、受付順に質問を許します。

本日も登壇での質問の際は、マスクを外させていただくことがあります。ご了承願います。

◇ 常盤繁範

○議長（杵本光清） 6番目に、常盤繁範議員、登壇の上、質問願います。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

（2番 常盤繁範 登壇）

○2番（常盤繁範） 議席番号2番、常盤繁範。一般質問通告書に基づきまして質問をいたします。

質問の事項としては、大きなテーマとして、先進事例との比較という形で質問をさせていただきます。

今回の9月定例議会では、令和元年度の決算審議を行います。新たに町長となられた清原町長の新体制のもと、初めての年度予算に対する決算審議であり、町内外の方々の関心も高

く、清原体制の行政手腕について判断される大きな事柄であると考えます。

まずは、今定例会に提出されている議案について記載されておりますが、令和元年度の財政指標の数値を質問いたします。

次に、町長に伺います。町長になられて1年4ヶ月になり、選挙前と現在では想定されていたことと差異が出てきていると推察します。現在の河合町の行政体制、町を取り巻く環境を踏まえて、今後、自主的な再建の余地はあるか、または再建の必要はないか、財政健全化団体となり得ることも念頭に準備を進めていくことが必要と考えているか。その必要はないか質問をいたします。

先進事例として、近隣自治体の上牧町が平成21年度から22年度の2年間、財政健全化団体となっております。収支調整等を行うため平成12年度には4億7,500万あった財政調整基金残高が平成16年度には200万円、平成17年度には100万円を切ってしまう状況。町債残高は平成7年110億円を超えて右肩上がりし、平成15年度には181億1,200万円とピークに達し高止まり。調整基金の余剰がなく、平成20年度決算で実質公債費比率が26.4%と早期健全化基準の25%を超えたため、財政健全化団体となっております。

財政健全化団体となった上牧町は、無策でそのようになったのではありません。平成18年度には、上牧町行政改革懇談会から「上牧町集中改革プラン」への緊急提言の答申を踏まえて策定された平成19年2月の集中改革プランに基づき、財政健全化に取り組んでおり、後に財政健全化計画書もこのプランを踏まえたものとなっております。

財政再建で最も比重が高かった施策は、土地開発公社の解散であります。河合町は既に解散しております。よって、それ以外の取組について、現状の河合町で取組に着手できるか否か。また、既に実施されている取組は進捗を各項目ごとに質問します。

1つ目としまして、歳入について。

町税収入等の確保と徴収率の向上を図るとして、上牧町は平成21年に徴収職員を増員しております。平成22年、奈良県から3名の職員派遣されております。加えて、平成21年10月から緊急雇用創出事業を活用しコールセンターを設置し、納付勧奨を行い、その効果額は1,905万円、平成21年度において税収の増収額は4,100万円になっております。本年度より河合町でも実施されております進捗状況を質問します。

受益と負担の適正化を図るとして、上牧町は住民票交付手数料を200円から300円、家庭ごみ袋有料化1リットル当たり無料だったものを1円。事業系の一般廃棄物を10キログラム当たり100円から150円。学童保育負担金の徴収を無料だったものが月額17時までとして3,000

円に。

上記のような取組のように、無料は有料に、有料は値上げ、このような取組が河合町でも将来必要になると思われます。実施の必要性を質問いたします。

次に、町有資産の有効活用を図るとして、遊休資産の処分や他事業への活用を進める。河合町でも町長の施策としてファシリティマネジメントを掲げております。よって、現在の進捗状況を質問いたします。

2番目としまして、歳出について。

人件費の抑制として、特別職、町長27%削減、教育長22%削減、委員報酬25%削減、職員給与、平成18年4月から給与月額5%、平成19年4月から10%削減、これは平成24年3月までとなっております。管理職手当は50%削減、地域手当は3%削減、運転手当は廃止。議会議員定数を16人から12人に削減し、報酬は、議長月額5万円、議員月額2万円を減額。職員数については退職者不補充を実施。平成19年4月1日現在242名のところを平成22年4月1日現在の形で219名まで削減。

河合町では、昨年度より多数の新規採用を実施しておりますが、二、三年後の多数の退職者を想定し採用を実施していると認識しております。では、4年後以降、会計年度任用職員も含め、総職員数を何名として採用計画を推進しているか質問いたします。

次に、内部管理経費、一般事務費の削減を図るとして、平成17年度、シルバーふれあい旅行、スキー教室身体障害者激励旅行、母子家庭激励旅行の廃止、敬老会記念品の廃止、年末慰問費の縮小及び廃止、追悼式の縮小を実施。平成18年度、町民体育祭の縮小を実施。

河合町は、上記のような削減は実施済みもあります。しかしながら、これ以上の事業削減は困難と判断しているのでしょうか。また、検討されている事業があるか質問いたします。

続きまして、補助金、負担金の効果的執行を図るとして、住民を中心とした上牧町補助金検討委員会を設置し、共同浴場、各種団体等の単独補助金の削減や福祉年金の見直しを実施いたしました。

河合町も住民目線の検討委員会を設置し、検討する段階にあると考えます。設置の意向、既存の組織等で検討しているか質問いたします。

次に、組織・機構の運営体制等の見直しを図るとして、平成22年4月から課の統合によるスリム化を実施。

河合町も人口減少による各課の業務量が減少する業務もあり、効率的に職員が業務に当たるため、また業務の平準化を図る必要があると考えます。現在の細かな部署割を改めて統合

して各職員の業務内容に柔軟性を持たせ、助け合える職場環境を整備することによって業務効率を上げることが見込めます。その検討の余地があるか質問いたします。

続きまして、公共施設の管理運営の見直しとして、平成17年度、保健福祉センターの浴室休業。平成18年度、町民サービスコーナー移設。平成19年度、体育施設の閉館、文化センターの休館、保育所の民営化、町民プールの休止、上牧町バス、大型バスなんですけれども、こちらの廃止、循環バスの縮小を実施しました。

河合町の公共施設の管理運営について、休業、移設、休館、廃止、縮小の計画を検討している事業があるか質問いたします。

次に、民間活力の導入を図るとして、保育所に対して民営化や指定管理者制度を導入し、最終的には完全民営化を目指し、別の項目として平成22年度よりし尿収集運搬業務を委託事業といたしております。

河合町は、将来、「かかぎやきの森こども園」を完全民営化する可能性があるかどうか質問させていただきます。

最後に、上記を踏まえ、奈良県から、奈良県市町村財政健全化貸付金、これ無利子なんですけれども、として一般会計分7億5,300万円、下水道事業特別会計分1億7,700万円を借入れ、公的補償金免除繰上償還額5億5,200万円となっております。公的補償金免除繰上償還制度は臨時特例措置のため、現在、同制度はございません。この2つの制度は、新たに財政健全化計画等を策定し、徹底した行政改革、経営改革を実施することを要件に活用できる制度です。

財政健全化団体となった場合の準備として取組を始める。または、あくまで自主再建を目標にするならば、自主再建の健全化計画を策定、改革実施を要件とした支援制度を国や県に求めていくことが必要と考えます。その意思を確認したく質問いたします。

なお、記載されております参考表につきましては、追加質問にて質問させていただく事項として添付させていただいております。追加質問については、自席に戻りまして質問をさせていただきます。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、常盤議員のほうから大きなというか、方向性についてのご質問をいただきました。中身としましては、自主再建化、財政健全化団体での再建化についてちょっとお答えをしたいと思います。

方向性といたしましては、自分たちの力で頑張っていきたいと考えております。本町では、

これまで財政健全化法の早期健全化基準を超えることがないようにさまざまな取組を行ってまいりました。今後も当該基準を超えることはない見込みでございます。さらなる健全化による歳出削減と併せまして、本町の重要課題になっております人口減少対策による増収に取組むとともに、コロナ禍で町税の減収が予想される中、国や県に対しましても財源確保を強力に要望してまいりたいと考えております。

大きな方向性としては以上でございます。細部につきましては、この後、担当課のほうより答弁いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○税務課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 私のほうからは、歳入についてということで、町税収入等の確保と徴収率向上ということで、河合町で本年度より実施されている進捗状況についての質問についてお答えさせていただきます。

河合町におきましては、今年度より町税収入向上の取組としまして、償却資産の未申告調査を行っているところでございます。現在のこの進捗状況について説明させていただきます。

令和2年4月以降、207件の事業所に対して通知等を行い、申告を促しております。この取組によりまして、この8月時点において申告書の提出件数は100件、課税額としましては、現年度分が342万1,700円、過年度に遡及して課税した額が1,693万9,900円、合計しまして2,036万1,600円となっております。

また、徴収業務における取組としましては、県職員の随時派遣制度というものがございます。今年度におきましては、この制度を利用するために奈良県と協定書を締結いたしました。この随時派遣制度につきましては、奈良県から税務職員2名を随時に河合町に派遣していただき、町職員と連携して滞納整理を行い税収を確保するとともに、町職員の滞納整理技術の向上を図るものでございます。

また、期限内納付を促進する取組としまして、納税者が時間を選ばず自宅にしながら納付ができるスマートフォンのアプリを利用した収納を開始するというので、現在、手続を進めております。この取組につきましては、12月から開始する予定となっております。

さらに、今後の取組としまして、県職員2名を1年間町に常駐として派遣していただき、また町職員1名を県へ派遣するという相互派遣制度というものがございます。こういった制度を利用した取組も現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、私からは、ご質問いただきました内容のうち3点についてお答えいたします。

まず最初に、町有資産の有効活用について、現在の進捗状況はというご質問ですが、本年度に予定しています町有地売却の進捗状況でございますが、不動産鑑定士による鑑定評価を終えまして、売却処分の諸条件の設定についての議論をしているところでございます。今後、有識者や住民代表などで構成する河合町町有財産等売却処分審査委員会に諮り、一般競争入札のに移行してまいる予定でございます。

次に、ご質問いただきました人件費の抑制に関しまして、会計年度任用職員を含め総職員数何名として計画しているのかというご質問ですが、本町の職員の定員管理につきましては、毎年公表されております類似団体の職員数等の比較などにより実施しているところでございます。

公表されている最新の数値である平成31年度の数値と比較いたしますと、本町の職員数はマイナス30名との結果となっております。令和2年度に新規採用職員を増やしたことにより、少し解消することができたと考えております。ここ数年、類似団体の職員数から本町の職員数が下回る幅が増加いたしますと、事務補助の臨時職員、現在で言うところの会計年度任用職員の数が増えるといった傾向がございます。この類似団体の職員数を一定の目安と考え、財政状況や今後5年間で42名の定年退職者がいるということのを考慮の上、採用計画を立ててまいります。

なお、会計年度任用職員に関しましては、ごく短時間のみ勤務している職員もいることから、一概に何名とお答えするのが困難な状況です。限定的な時間帯だけ必要とするような職を中心として今後採用いたしまして、全体の定員管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、組織・機構の運営体制の見直しに関しまして、現状の細かな部署割を改め、柔軟性を持たせ助け合える職場環境を整備し、業務効率を上げるといったご質問ですが、まず人口減少下におきましても、地方分権、地域主権といった制度改革の中で、我々基礎自治体が担当する事務は増加傾向にございます。また、それぞれが複雑・高度化している状況であり、これまでもその時々々の行政課題に対応すべく組織の見直しを実施してきたところであります。

ご質問いただいた細かな部署割を改めて職員が相互に補助し合えるような組織体制にできないかということにつきましては、一般的には部署割を大きくすると、所属する職員はこれ

までよりもほかの仕事を知ることによる職域や知識の拡大、こういったものが図られまして、職員個々の能力が向上するといったメリットはあると考えております。また、1つの業務を複数人が処理しているような組織であれば、効率化といったことも期待できるかもしれませんが。

一方で、責任の所在が不明瞭になり、また専門性が発揮できなくなることがございます。また、本町のような小規模な自治体では、そもそも多くの職員が1人で複数業務を兼務しているという現状がございまして、もし部署割を大きくしたことにより管理監督職員が減少すれば、事務処理に優れた一部の職員に業務が集中してしまうことなどが懸念されるところでございます。

いずれにいたしましても、部署ごとに時期による繁閑の差というのが存在することは事実でございますので、河合町職員として助け合うことは当然のことであるといった職員一人一人の意識改革や能力開発に取組、他団体の例を参考にしながらメリット、デメリットを見極めて、組織の在り方を模索し続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長

○総務部次長（上村卓也） 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、令和元年度の財政指標の数値ということでございます。主要な施策の成果3ページのほうに載せさせていただいております。順次、説明させていただきます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、令和元年度も黒字決算のため比率はございません。

続きまして、実質公債費比率につきましては20.8%、対前年度マイナスの0.3%となっております。主な要因といたしまして、平成28年度に借り入れた庁舎耐震補強や認定こども園、退職手当制度などの元利償還が始まったが、定期元金償還の一部据置を行ったことにより、減少しております。

続きまして、将来負担比率につきましては225.3%となっております。対前年度16.2%。主な増加要因といたしまして、令和元年度の認定こども園整備や小学校再編、小・中学校空調整備などの財源として地方債を借り入れたことや、充当可能基金、交付税参入、公債費の減少、定期元金償還の一部据置などによるものでございます。

そして、続きまして、健全化の取組についてということでお答えさせていただきます。

本町におきましても、これまで財政健全化に向けさまざまな取組を行ってきましたが、平成16年度から本格実施されました国の三位一体改革により、それまでの財政見直しをはるかに超える危機的な状況が見込まれたため、平成16年8月に県内でも早く財政健全化計画を策定し、平成17年度から21年度までの5年間で約33億円の成果を上げてきました。

平成22年度以降も計画で予定した健全化の取組につきましても、引き続き着実に進め、さらに平成29年度には財政健全化計画改訂版を策定し、財政健全化に取り組んでいるところでございます。

ここからは上牧町が実施した取組のほかに、これまでの本町が実施した主な取組について説明させていただきます。

まず、1つ目、受益者負担の適正化といたしまして、各種団体が使用する公民館・体育施設等の有料化、グラウンド・テニスコートの有料化、幼稚園入園料・保育料、各種証明、督促手数料の料金改正、各種教室、予防接種、基本健康診査等の自己負担金の徴収などになっております。

なお、使用料、手数料などにつきましては、適正な料金設定になるよう今後も定期的に見直しが必要になると考えております。

2つ目の人件費といたしまして、議員として、平成16年から18年度マイナス2%削減、平成29年度マイナス3.5%。特別職、町長ほか特別職、平成16年度マイナス2%、17年度から21年度、それと26、27年度マイナス10%、平成29年度から元年度15%、令和2年度マイナス20%となっております。

続いて、職員、平成17年度マイナス1%、26から27年度、部長、次長マイナス5%。平成26年度、課長、主幹マイナス3%、平成29年度から令和元年度マイナス2%から7%、令和2年度マイナス3%から10%というふうになっております。なお、令和2年度につきましては、主査級以上を対象に給料及び賞与について削減を行っております。

続きまして、内部管理経費、一般事務費の徹底した削減と事務事業の整理・合理化等としまして、前納報奨金、町単独福祉医療費、母子・父子激励会、お誕生日会の廃止、敬老会の休止、障害福祉年金の所得制限の導入、成人式、町民体育大会、人権教育学習会等の各種運営経費の削減などを行っております。事務事業等につきましては、毎年度の予算編成過程におきまして、ゼロベースで各施設の必要性や効率性、効果等について検証し、必要に応じて廃止、削減を行っております。

次に、補助金、負担金の効果的執行では、各種団体補助金について平成14年度にマイナス

20%、16年度にマイナス30%、29年度にマイナス5%の定率削減を行ってきました。団体からの補助金申請時には、補助金の使途や活動実績等を確認し、適正と思われるもののみ許可しております。今後も各種団体補助金の目的に沿って、行政の責任領域や経費負担の在り方、補助効果等を考慮した上で削減、廃止などさらなる整理合理化に努めてまいります。なお、今後も見直しにつきましては、既存の内部組織により検討していきたいと考えております。

続きまして、公共施設の管理運営では、共同浴場の廃止、総合福祉会館3階浴場、町民プールの休止、施設の運営時間の見直し、職員実施による管理運営経費の削減などを行ってきました。なお、今後も中央公民館や体育館、文化会館や総合福祉会館などについても廃止・休止、縮小・統合、用途変更等を視野に入れた検討を引き続き行ってまいります。

続きまして、民間活力の導入としまして、保育所の民営化や指定管理者制度につきましては、県内でも幾つかの市町村が導入の事例があるということは承知しております。

しかしながら、かがやきの森こども園につきましては、今年度4月に開園したところでもあり、現時点では民営化等については検討しておりません。なお、利用者からは、おおむね好意的な声をいただいていると現場から聞き及んでいるところではあります。今後とも利用者の声や現場の状況を確認するとともに、今年度以降の決算の状況を見極めていきたいと考えております。

以上を踏まえ、最後にいただきました行政改革等の制度活用についてお答えさせていただきます。

地方債の借換えにつきましては、本町におきましても当時国の制度を活用し、将来の利子支払額を7,200万円圧縮いたしました。

しかし、県の財政健全化貸付金制度は、財政健全化法の早期健全化基準を超えていることが条件であったため、本町では該当いたしませんでした。今後も、県に対しまして、財政状況が厳しい市町村に対する支援について、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご答弁いただきましてありがとうございます。

まずは、2点ほど質問させていただきますが、その償却資産の徴収義務ですとかそういった形の説明を受けました。はっきり言うのですね、新たに償却資産、こういう形で課税されますのでという形の通知も含めて、徴収の形をとっていらっしゃる、今年度から行っていらっしゃると思うんですけれども、その対象者に対して説明会を実施した実績ございますでし

ようか。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） 償却資産の未申告調査の取組において、説明会というのは開催しておりません。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 何名かの町民の方からですね、内容もよく分からないのに税金だけ納めると、どういうことなんだという話を私直接伺っております。来年度におかれましては、新規の方だけでも結構ですから、その対象者をピックアップしまして、その説明会を実施することを検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（杵本光清） 新井税務課長。

○税務課長（新井俊洋） この未申告調査の取組におきまして、こちらのほうで内容が把握できるような手引きを作成して、それを対象者の方に送付いただいて、できる限り分かりやすいようにさらに説明を行っているところでございます。

今後、こういった形で対象者の方につきましては、きめ細かに説明というのはさせていただきたいと思っております。また、個別にそれぞれ業種によっても事情というのは違いますので、やはり個別での対応ということでしたというふうに考えておるところでございます。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 町民の方からですね、「常盤さん、あのね、これ専門的な知識を持っているか確認を取って、相談して、絶対にこの償却資産の計上の仕方が、税の課税の仕方がおかしい」と。「それでも町の職員さんは、こういう制度ですからと一点張りで、払ってくださいね」という形で、窓口のほうに何度か伺いして、結局のところその訴えの方のおりという形、案件あったと思うんですね。調べていただければ分かると思うんですけども、その件に関しまして、当初から私のほうへ相談を受けておりました。その方から言われたのは、添付されている資料では分からないところもあると思う。できれば、個別にそういう形の相談窓口を設けておりますよと、そういった形も少なくとも設置していただきたいと思いますので、ご検討ください。

続きまして、質問させていただきますが、会計年度任用職員の職員の件についてなんですけれども、以前、私、答弁していただいた、質疑させていただいた、昨年度の話なんですけれども、その際に時間管理しないんですかと。必要な時間数はこのくらいあるので、そのも

のにたいして採用をしますという形をするべきじゃないのかという形を質問させていただいたことがあるんです。

答弁の内容としましては、当然のことながら、その必要とされる時間に対して会計年度任用職員を採用していくという形でご答弁いただいていますから、よろしいかと思うんですけども、以後の答弁に関しましては、その会計年度任用職員の採用、処遇に対しての質疑に関しましては、管理される時間数、必要とされる時間数、それに対して何名採用されている、そういった形のご答弁をお願いしたいと思います。どうも分かりにくいんですね。よろしくお願ひいたします。それを検討いただけますでしょうか。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今、ご指摘いただきました内容を基に、分かりやすい内容で説明できるよう検討してまいります。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） ご検討いただけるということでありありがとうございます。

続きまして、町長に何点か質問をさせていただきます。

参考表として添付させていただいているものを御覧いただければと思うんですけども、これは上牧町の実績なんですね。しかしながら、その上牧町の人口の数と河合町の人口の数考えますと違いますから、上牧町のとおりやってこの数値を目指していくべきじゃないですかなんていう話にはできないと思うんですね。ですので、この表の下段の部分に令和2年7月末の人口1万7,467人、上牧町に関しましてはこの表がつけられた平成20年の国勢調査、そのぐらいの時期の人口、それを割りまして比率としては70.8%になるんです。

こういった形で効果額も含めて、想定して、財政健全化に向けての指標を出して取組をしていく、そういったことも必要だと思うんですけども、町長いかがでございますでしょうか。

もう一つ、来年度の予算編成というのは、コロナ禍の状況において、先ほどご答弁いただいた内容でも税収の確保がどういう形になるか見込めていないと、分からない状況であると。そういった形のご答弁いただきました。

しかしながら、一つの形として目標数値を設定するということは必要だと思うんですね。あわせて、数値目標の立て方として、投資効果としてどういう形が得られたかというそういった形の指標を出す必要が私としては思うんですね。ある目標に対して投下する資本を戦略的な予算とし、これは今年度の予算審査の際にも私申し上げさせていただいて、一つの表と

して作っていただいたものがあるんですけども、何か事業を行う、例えばそれがリストラの事業だろうが、削減するとか何かを増額するとかそういうことを見込むためには、当然、戦略的な予算設定って必要になるんですね。単純に減額、減額を目指すという形では何もできません。投下する資本が必要なんです。その戦略的予算という形の計上をしっかりとこの形で行いますというものを示して、歳入については、それによって増額が見込めるもしくは決算として結果が出た金額、歳出については、減額を見込む額もしくは減額されたその結果としての額、そこから戦略的な予算を、設定された金額を引いて、効果額としてこのぐらいの効果がありましたよと。大きなくりの話なんですけれどもね。そういった形の目標設定も必要ではないかなと考えます。

できれば、できればなんですけれども、来年度の予算審査、審議、その時期と同時にできれば数値目標と河合町の健全化に向けた数値目標とを示していただきたいと考えているところでございます。この件についてご検討いただけますでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 議員からお示しいただきました上牧町の人口等を河合町に比較しまして、70.8%ですかね、今河合町の人口になっているということで、そういうこともしっかり頭に入れまして、効果的かというと、健全化できるようにちょっと頑張ってまいりたいと思います。単なる比較じゃなくて、やはりしっかり先ほど質問にありましたように、類似団体のこともしっかり参考にさせていただいて、一番初めに答えましたように、自分たちでとにかく頑張っていきたいんだという気持ちを持っておりますので、そういう方向でいきたいと思えます。

それから、来年度予算編成につきまして、いろいろなコロナ禍もありまして不明な点もございしますが、議員おっしゃったように、とにかく必然性というか、はっきりした根拠を示しながら予算を立てていくということで、また議員の先生方にも理解していただく、そういうような方向性で取り組んでまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 最後に1点、町長にもう一度質問させていただきます。

決算審査のほうでもその話をさせていただければと思っているんですけども、町の歳入の部分で臨時財政対策債というのがございますね。この臨時財政対策債というのは、いろいろ調べてみますと、非常に国の制度としては脆弱な形の制度であると私としては考えます。

そのエビデンスとしましては、平成13年度からの臨時的な措置がずっと継続されているだけなんです。国の地方交付税の原資の不足が改善されなくて、ずっと暫定的な措置、臨時的な措置としてただ単に延長されている状況なんです。また、その内容については、しっかりと制度化されているわけではないんです。その操作としましては、毎年度国の地方財政対策が決定される際には、総務大臣と財政大臣の間で臨時財政対策債の償還費は、折半対象財源不足額に含めないという形の文言が含まれた覚書を取り交わしているだけなんです。全てのものが、じゃあ突然なくなるかといったら、そういうことはないと思います。

しかしながら、国としてもある程度逃げ道をつくっているんですね。そういう形の中で、突然地方自治体としてははしごを外される可能性もあるわけです。そういったことも踏まえた上で河合町の財政状況をどのように改善していくか、国の政策がちょっと変更になった、そういう状況であっても倒れることのない河合町の財政状況、行政サービス、執行していくという決意といいますか、お考えを最後にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、ご質問いただきました臨時財政対策債の発行に関する質問について、ちょっと答えていきたいと思います。

今、議員説明していただいたように、本当にはっきりしたそういう根拠というか、その時々によりましてすごく変わってくると、そういう状況もございます。とにかく、臨時財政対策債とは、地方の財源不足に対処するために、地方交付税の一部の代替として処置されるそういう地方債であります。臨時財政対策費が果たす役割は、地方交付税と同じく地方公共団体が標準的な行政サービスを提供できるよう地方財源を保障することにあります。とにかく、最低のサービスを保障していこうということで国が設けていただきました。

そのため、元利償還金の全てが後年度の地方交付税に参入されるということで、かなり有利な部分はあるんですけども、ただ心配としては、国がその時々々の社会情勢とかいろいろなことによってはしごを外すということもございます。

そういうことで、本町でも地方公共団体の行財政運営にとって重要な指針になっております。国のというか、地方財政計画に基づきまして、適正に処理していきたいなということを強く考えております。それから、国、県の状況もしっかりアンテナを巡らせて対処していきたいと思っております。

そういうことで、なかなか国のそういう政策というか、しっかりとというか、不安定なところもあるんですけども、そこはしっかりと注意します。そうしないと、さっき言っていただ

いたように、当然ずっと続くものとかいろいろな面で安易にそれに頼ってしましたらまた町の財政が悪くなっていく場合もございますので、そういう点、しっかりと頭の中に入れてこれから進めていきたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（杵本光清） 常盤議員、残り1分です。

○2番（常盤繁範） ありがとうございます。

自主再建を目指すと、強い決意を持ってご答弁いただいております。町長におかれましては。こういった例えば財政状況があまり全国的にはランキング高くないそういう自治体でも、自主再建を目指していくと、そういう形の方向性を出していくということを町民の方々に対してもお話されるのも、それは一つのやり方としてあります。

しかしながら、国、県に対してもしっかりとそういう頑張っている自治体もあるんだと、そこに対してしっかりと目を向けてほしい、そういった訴えを上げていく、そういったことも町長の役割だと思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（杵本光清） これにて常盤繁範議員の質問を終結いたします。

◇ 谷 本 昌 弘

○議長（杵本光清） 7番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

（13番 谷本昌弘 登壇）

○13番（谷本昌弘） 議席番号13番、谷本昌弘。通告書に従いまして、次の質問をさせていただきます。

大きく1番、ほのぼの農園についてでございます。

平成5年、河合町ほのぼの農園が開園され、今日まで約30年、当時家庭菜園づくりがブームとなって、1区画30平米、約10坪単位で80区画が貸し出されました。その当時は大変な人気で、希望者は抽選により選別されるほどでございました。当時、借地料は月1,000円で、年間1万2,000円で貸し出されておりました。しかしながら、十数年前に金額が一度見直されております。月500円、年6,000円アップの1区画10坪が年間1万8,000円という金額に訂

正されており、今日まで貸出しされております。

しかしながら、時代は移り変わり高齢化社会に移行していき、畑や田んぼを耕す人も高齢になり、また近隣農家の方々も後継者不足になり、田んぼや畑の空き地が目立って多くなってきました。そこで、荒れ地になることを防ぐために、田んぼや畑を無料に近い金額で一般の方々に貸し出しをされるようになりましたし、また農園利用者もそのような方向ですので、近所にある農園や畑を借りられるようになっていきました。そのために、めっきり農園利用者の方々の数も減り、今では40区画ほどの農園利用者、約半分ほどの農園利用者になっております。

そこで提案いたします。思い切って農園利用金額を値下げされてはと思っております。また、耕作者の方々からもそのような要望を私自身も聞いております。昔のように月1,000円、年1万2,000円に戻されてはどうでしょうか。また、さらに隣の空き地を利用したい方、自分の耕作している畑のすぐ隣の空き地などを耕作されたい方は、さらにその金額の2分の1、3区画目を希望される方は3分の1といったように、思い切った施策をするべきではないかと思っております。より低価格で農園を開放し、家庭菜園の楽しさをもっともっとアピールするべきと思っております。

大きく2つ目、通学バスについてでございます。

第3小学校が統廃合になり、3小校区の子供さんたちは現在星和台の第2小学校まで徒歩で通学しております。久美ヶ丘から第2小学校まで歩けば約2.5キロ、小さな子供さんたちでは30分ないし40分程度の時間がかかるのではないかと思っております。小さな子供さんたちにとっては、この登下校が大変な負担だろうと思っております。

そこで提案いたします。思い切って河合町が持っております町バスですね、河合町の町バスの利用、朝夕のいつときでもその町バスを利用できないものかといったことなどなどお聞きいたします。

あとは再質問、自席にて行います。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（枚本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 私のほうからは、ほのぼの農園について、農園利用金額を値下げしてはというご質問に対しまして回答させていただきます。

現在の料金体系は、月1,500円、年間1万8,000円です。平成23年度に利用率が80%を下回り、その後年々減少を続け、平成28年には64%になり、現在43区画の利用で38区画が空きと

なっております。利用率としまして53%となっております。

空き区画の対策を考える上で、農園利用者に昨年アンケート調査を実施した結果、36名の回答がありました。料金に関する要望として、年間1万5,000円、19%、1万2,000円、54%、1万円、23%でした。また、2区画目の料金設定について、半額の9,000円、56%、6,000円、25%、5,000円、12%となりました。

利用者の希望にお答えできるように、利用者を増やす取組、ランニングコストの見直しを行い、収支バランスを念頭に置き、多くの利用者にご利用していただけるように模索し、検討してまいりたいと考えております。また、募集案内についても、利用者が興味、楽しみを持てるPRを考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、通学バスについてのご質問に対しての答弁をさせていただきます。

スクールバスにつきましては、県内において今回の統合で最長となる約2.5キロメートルの通学距離や歩道の整備された道路環境下で運用されている実績はございませんでした。また、運用に際して、児童の引継方法などで児童自身や学校現場に混乱を招くことが想定されました。これまでのように保護者と学校、登下校支援ボランティアの方々に協力をいただきながら、歩行により通学するということで決定をさせていただきました。

以上でございます。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 2つあるうち通学路の問題を先に答弁させていただきます。通園バスについてですね。

昨日も梅野議員さんからこの問題に関しては質問されておりました。子供さんたちが通学するのに非常に時間がかかっていると。その通路通路に日陰とかあるいはトイレとか休憩所などを設けてはどうかといった、それはそれでもっともな話でございますが、現在、河合町に町バスですね、町バスあるわけですね。運転手の方も職員の方がおられるわけです。私、なぜこの問題を取り上げるかとなりましたら、私も幼稚園のとき、私、河合町池部から広瀬神社まで、広瀬神社はその当時は幼稚園あそこで開園しておりました、私、4つ、5つのと

きに広瀬神社まで通園しとったわけです。2年間通園しとったわけです。子供ながらもあそこまで通園しとったわけですね。

その当時と今と気候も違います。気候ももうはるかに暑い気候になっておるし、また道路状況もアスファルトといったような形になって整備されて、非常に温暖化によって大気の温度も違うてるわけですね。特に、今、小さい子供さんなんか、2時、3時に下校されておる。最近の2時、3時のあの炎天下いうたら、ものすごいほんまに酷暑ですわ。皆さんもご存じのように。エアコンの効いたこの役場におられたら分からしませんけれども、実際、2時、3時に外へ出て学校から家へ帰ったら、どれだけの大変なことかということを皆さん方も分かるかと思っております。

ですから、その通園バスを私やかましますのは、やったこともないこと、これやったことありませんよ。今言うてはるように、2.5キロやから、子供さんでも歩ける範囲やと。それはそれでアンケートで結果は出たることと思いますねんけれども、それは横へ置いといて、現実に町バス余っとるわけです。朝のいつとき。そしてまた職員さんの運転手の方もいではんねんから、有効利用してくれていうことを私は言うてるわけです。有効利用。

ですから、仮に今河合町では小学校2つありますんで、第1小学校へ行かれる方と第2小学校へ行かれる方と地域は2つに分かれておりますし、バスは1台しかありませんので、隔週で、今週は旧大字の子供を1小へ送って行くと、次の週は2小の校区の子供を送って行くというようにルールを決めて、佐味田の子供を池部の駅まで乗せて、池部の駅で降ろして、その足で長楽や川合まで子供さんを泉台拾いに行行って、第1小学校へ帰って来ると。

私、考えようによっては、それぐらいのこと簡単にできるはずですよ。ましてや河合町そのものは8平方キロいうて小さな町ですんで、端から端まで10分か15分走ったらもう十分それで届くような距離の小さな町ですんでね、町バスをうまく利用したら子供さんぐらいの送迎、そのぐらい難しいないと思うわけですね。それを私は新しい町長、清原町長、これ河合町はこういうふうな通学バスやったこと今までしたことはありません。新しいことを新しい町長始められてはどうかと私これ提案しよるわけです。よそがやってないから、今までやってないから言うてそんなんでするのではなく、何とかやってやられへんかと、でけへんかということ、できないということ、を先に考えないで、どないかでけへんかということを考えて、それにいろいろ考えて継ぎ足していったらいけると思いますねんね。

ぜひとも通学バスですね、そういう固定観念にとらわれることなく新しい発想でもって何とかこの気温の変化の激しい、寒暖の差の激しい今の気候の中、子供さんたちのことを考え

ていただいたら、河合町にあるバス、有効利用をぜひともしていただきたいというふうに私のほうからお願いしておきます。

続きまして、農園ですが、農園に移ります。

途中で1回値上げされていますね、この1万2,000円が1万8,000円に。十数年前に。これはなぜ値上げされたんか、お願いします。

○議長（杵本光清） 福祉まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福祉照弘） こちらのほうにおきましては、値上げのほうは平成18年に実施しております。値上げの主な目的といたしましては、これにかかるランニングコストなどの経費が不足したということもありますし、さまざまな農園利用者もこの時点では100%に近いような利用率でございましたので、その辺で利用者にご負担をいただいたということでご了承承りたいと考えております。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） ランニングコストがかかって値上げしたと。そしたら、今、利用数が半分ほどに減っております、現状では。そしたら、その使用料いうやつは地権者に対して半額で納めてはるわけですか。それとも役場が補填して支払いはるわけですか、お聞きします。

○議長（杵本光清） 福祉まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福祉照弘） 借地で利用させていただいています。そのときに、初めの利用単価というところの算定をするときに、この農園に関しましては、田んぼだったために単価の設定は米の取れ高ということで算出方法をさせていただきました。その結果、金額的に割高な金額になったようにも考えております。

今後におきましては、この使用料に関しまして、やはり地権者の方とお話をさせていただきまして、交渉をさせていただき、そしてランニングコストにつきましては、職員も汗をかきながら経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

○13番（谷本昌弘） はい。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） 現在の価格ですね、年1万8,000円の価格を何とか一度検討して見直そうという行政のお考えのように思いましたけれども、具体的にどの程度見直しされるのかといったことを今答弁できますか。具体的に1万8,000円の金額がそしたらどのくらいまで

なら値下げしようかなというような答弁ですね、今できますか。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 料金の設定単価におきましては、やはり土地の借地をしておりますので、その方と交渉をしながら、いろいろランニングコスト、さまざまなもの、金額設定を考えてさせていただきたいと思っておりますので、この場で幾らという発言は差し控えさせていただきたいと考えております。

○13番（谷本昌弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 谷本議員。

○13番（谷本昌弘） この貸農園というのは、河合町だけやあらへん、たくさんございます。この近隣の市町村においてもたくさんの市町村がこういう貸農園をやっておりますが、参考までに申し上げますと、平群町、3カ所貸農園こしらえております。3カ所がいずれも8,000円。これ貸出し農園の坪数というのは、いろいろな場所にありますが、代替平均して10坪、30平米単位ぐらいで一般貸出しされておるのが大体平均の金額です。それと、トイレ、水道、駐車場といったことは、ほとんどの貸出し農園には完備されております。今まではトイレがなかったり、あるいは水がなかったりというようなところも多かったですが、耕作者の要望でトイレと水道というのは、当時は本当にその農園だけでしたけれども、耕作者の要望でトイレ、水道というものをほとんど今は設置されております。

その中で、今言いましたように平群町、これ3カ所を貸出し農園。いずれもの金額が8,000円。田原本町2カ所、これ1万円。川西町1カ所、1万円。宇陀市2つありますけれども、宇陀市も8,500円と九千幾らかやったと思っております。

そのように、1万円切れるか、切られへんかと。一番高いところ、これちょっと高いなというのが生駒市。生駒市2カ所あります。高いほうで1万5,000円、低いほうで1万2,000円。なぜこれ高いのと安いのとあるかと言うと、利便性を考えて住宅地のそばにあるというのが非常に利便性があるということで金額少し高いらしいです。それでも1万5,000円です。今申し上げましたこの金額、それぞれ平均取りますと9,900円。田んぼの農地の貸出しは9,900円、大方1万円前後の貸出し農園ですね。

それに対して河合町1万8,000円という金額がここに大きな開きあるわけですね。それを十分に加味していただいて、河合町のその料金設定ですね、料金設定を見直していただきたいというふうに思っております。決して河合町もほのぼの農園、今の空いた状態で、確かにほのぼの農園利便性のいい場所、立地条件のいい場所ではございません。ニュータウンから

ほのぼの農園まで行こうと思うたら、歩いてではとても行かれへんかも分からんぐらいの距離です。どうしても車でなかったら行かれへんと。その車もだんだん歳いってきて免許証返納とかそういう方が出てきたら、行きどうても行かれへんいうぐらいの利便性は決していい場所と違うわけですね。なおさら空き農園が目立つようになってきますんで、思い切って値段を下げて、そして農耕者の方に喜んでいただいて、1区画のやつが値段を下げて2区画、3区画して、元気な方でしたら2区画、3区画はされます。そのような方に農園づくりをしていただいて、空いた土地を有効に利用しようというような考えで施策をしていってほしいところっておりますんで、これもいわゆる空いた土地をどないかして有効利用ということに私はそう思っておるわけです。値段下げてでも使ってもらうほうがいいわけですね。

それと、先ほど言いましたように、バス。通園バスもせつかくその時間帯に役場にあるバスで、わざわざその通学のためにバスを購入したりドライバーを雇ってきたりするのならこんな話はしません。河合町にあるバス、河合町にいたはるドライバーの方、朝のいつとき、夕方のいつときを15分ないし20分そのバスを利用するという、あるものを利用するという形で私はこれ言うとするわけです。

以上で終わります。

○議長（杵本光清） これにて谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時09分

再開 午後 1時00分

○議長（杵本光清） 再開します。

マイクのほう、もし必要であれば先つけてご視聴ください。一応外してあります。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（杵本光清） それでは、8番目に、大西孝幸議員、登壇の上質問願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） 議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき一般質問いたします。

内水対策事業について。

この内水対策事業については、何度か質問してきた経緯の中で、現時点で県の内水対策事業として廣瀬神社の西側が事業の候補地として指定され、4月以降に測量が行われました。今後の動向を見据え、県に対し要望及び陳情すべく、不毛田川周辺の長楽、城古、市場地域の方々に不毛田川による水害対策及び内水対策の必要性について973名の賛同の署名を頂きました。

7月30日に知事に対し、地域住民の声を乾県会議員さんはじめ、町長、議長、また長楽、城古、市場の各治会長、広瀬神社の宮司、神社役員2名とともにこの事業の必要性について説明し、署名頂いた名簿と議員各位に賛同頂いた、署名頂いた書類を提出いたしました。

この事業については、今後10月以降に地質調査を行い、調査終了後に予備設計が行われ、概算の工事費用が確定する予定だと聞いています。

そこで、質問いたします。

このような経緯を踏まえ、県の事業であります、町として事業を進める上で、財源内容も含め今後の対応スケジュールについて回答願います。

再質問については、自席にて行いたいと思います。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私の方より、内水対策事業における今後の対応などについてお答えいたします。

現在、県において実施している測量・地質調査及び予備設計により、浸水のメカニズムや貯留施設の効果検証などの検討を進めていただいているところでございます。

平成緊急内水対策事業の財源といたしましては、用地費などにかかる費用以外は国の補助事業の採択を受ける予定であり、国からの補助3分の1相当額と起債の充当による交付税措置額を除いた残りの事業費を県と町で折半する予定となっております。

このようなことから、事業量、規模に比例して町の負担額は増える結果となりますので、県の予備設計をしっかりと精査した上で被害の軽減につながる計画の早期実現に努めるものであり、また、併せて本町の負担ができるだけ軽減されるよう協議を進めてまいります。

スケジュールであります。予備設計の結果に基づき、効果的な対策方法を決定し、必要となります。用地、設計、また工事などに関する予算措置を講じていく予定でございます。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） その財源の内容については分かりました。

今、現時点ではその予備設計、事業費が確定していませんので、その部分については質問はいたしません。

今後、事業費が明らかになれば、財源の詳細ですね、それを改めて質問いたします。

あと、町長にちょっとお考えをお聞きしたいんです。

7月30日に知事にお会いしたときに、事業を進めるには町の協力が何より大切であるとおっしゃっておられました。このことについて、町長の見解をお聞かせください。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、大西議員のほうからちょっと説明をしていただきました内容のことなんですけれども、この治水対策につきましては、今台風のシーズンもありますけれども、町民のやっぱり命、それから安心安全なそういう生活を守る、そういうまちづくりをするということで、町政運営の中心的な課題というか命題になってくるかなと思っております。

ただし、今後10月以降に地質調査が始まりまして、そこから具体的な部分が浮かんでくると思っております。そういう意味で、また議員の先生方、それから地域住民の方々にきっちり説明をしながら、効果的な事業になるように進めてまいりたいと思っております。

そういうことで、町も主体的に県と連携しながら進めてまいり所存でございますので、ご理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 県の今後地質調査が行われて答えが出る前に、要は民の声といいますか、地元地域の声を届けるということで、強い意志を持ってこの事業に今後町として取組んでいただきたいと、そのように思っています。ですからよろしくお願ひします。

あと、内水対策に関連すると思われませんが、大和川の第二樋門から下流に200メートルほどのところに、川の真ん中に、まあ現場見てもらえば分かると思っておりますけれども、島のよう

な形になって、砂も堆積してそこに木も生えているんです。これが年々その堆積が大きくなって、川の流に支障が来すというように感じています。

第一樋門の上流域では、左方側、高田川、曾我川が合流して、水量が一気にそこで増えますので、この部分が実際弊害となって、障害となって滞留して、樋門の開閉に影響することで内水が増大するといいますかね、本来、スムーズに流れるものが流れなくなることによる、樋門が早く閉めなければいけないというようなそういう状態が起こってはいけないので、この辺の対応を今後お願いしたいなと思っています。このことについて、回答をお願いします。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 大和川におきましては、河川内に木が茂っていること、また、土砂が堆積しているという状況があり、本来の河川の断面が侵されているというところは事実でございます。

これまで、それらの対策につきまして国などに要望しておりましたが、国土交通省大和川河川事務所におきまして、町域の一部でございますけれども、泉台と城内地区の間にあります城泉橋という橋の付近の土砂の除去撤去というところは対策済みとなっておりますが、議員おっしゃられる場所というのはまだ未着手のままとなっておりますので、ほかの箇所につきましては、国のほうより順次計画的にそれらの除去工事を進めるとの回答を頂いているところでありますので、ご理解のほうお願いいたします。

以上であります。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） まあまあ順次、国のほうはやっているということですが、今私が言っている部分というところは、実際その城泉橋ですがね、その付近でカーブしていますよね。実際にこれ滞留して、今後ですね、滞留して一気に流れてしまうということがあると、その城泉橋の付近、城内、大輪田付近の堤防に負担がかかるようなことも考えられると思いますので、できるだけ早く除去していただくように対応をお願いします。

あと、参考までに言いますと、財源ですね。国は、今年度の通常国会で地方財政法の改正によりまして、地方公共団体は今後5年間で4,900億円もの緊急新設推進事業を実施できるように創設をしたということが分かっています。本来、河川は国交省なんですけれども、総務省がこういう緊急の推進、こういう事業を創設するという事は、よりその地方公共団体

が活用しやすい財源を確保したという認識だと思えるんですけども、こういうこともありますので、実際、大和川は国交省ですけども、2級河川と普通河川であったりとか、その辺で河川の維持管理を柔軟にしていだけるように、今後様々な被害が出るようなところは強く県に要望していただくとかですね、国に要望していただくとか、そういうことで対応していただきたいということを申し述べて、私の質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（杵本光清） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

◇ 坂 本 博 道

○議長（杵本光清） 9番目に、坂本博道議員、登壇の上質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、質問します。

まず第1番目に、感染症対策と少人数学級の実現です。

新型コロナウイルス感染症防止対策としての休校措置が解除され、学校が再開し、短い夏休みも終了しました。子供も教職員も保護者も経験のしたことのない苦難を経て、現在の学校生活を過ごしております。

現在、発生数は減少していますが、県内でも近隣を含め毎日発生しており、冬場にはさらなる拡大も懸念をされております。

感染症対策として、文科省は、学校の新しい生活様式を提起しています。その中で、人との間隔は最低1メートルは空けるとしながら、国の40人学級制、小学校1、2年生は35人、ただし法的には1年生のみで、現場の実態と乖離しております。町内でも支援学級の生徒も含め40人になる教室があり、子供、保護者、教職員も大きな不安を抱えて登校しております。また、ゆとりある教育環境を一層求めております。少人数学級実現へ要望が大きく広がっております。

7月には、全国知事会、市長会、町村会長連名で緊急要望が出されております。基本的に

は、国・県の基準を変えさせる必要があります。しかし、最終的な学級編成の権限は市町村にあります。国・県への要望を強めながら、町独自の対応も求められます。

以下、質問します。

1つ、町内の小学校で35人以上（支援学級の生徒も含め）の学級は幾つあるでしょうか。

2つ目、来年、現在の小学2年生が3年生に進級したとき、どのようになりますか。

3つ目、町として、国・県に少人数学級実現への要望は行っていますか。

4つ目、少人数学級、せめて35人未満になるように、実現にはどのような課題がありますか。現在も40人以下でも学級増になっている学年もありますが、どのように編制されているのでしょうか。

「密状態」は現在進行形です。当面の対応方針はどのようになさるのでしょうか。このままでは、新たな転入等なければ「密状態」は来年度以降も継続します。町として独自の対策はどうでしょうか。少人数学級の実現は、教育を重視する河合町の魅力にもなると思います。

大きな2つ目、公共施設の再編と第三小学校跡地活用の検討現状について伺います。

公共施設の再編、ファシリティマネジメントは「河合愛A I 構想」の柱でもあり、財政健全化の重点になっております。とりわけ、第三小学校活用と検討の方向については、昨年9月以降、何度も表明されておりますが、いまだに具体的な住民の意見を聞く段階になっておりません。

その点で、現時点での討議の状況を伺います。

1つ、移転に当たってどのような機能を持たず、または移転をさせる予定か。公民館は年間利用状況が2018年度分でも中央公民館が約2万148人、町民体育館は1万6,787人となっております。住民の自主的活動の拠点でもあり、その機能の維持、向上が必要です。どのように移す予定か。また、現在の公民館、体育館はどうするのか。そして、避難場所機能としてはどのように強化する予定なのか。

2つ目、三小の改修も含め、財政的な効果はどのように考えておりますか。

3つ目、そしていつまでに検討し、実現させるのか。また、住民の意見を聞く取組、具体的にどう進める予定でしょうか。

大きな3つ目、財政運営についてです。

令和元年度決算は約1,900万円の黒字、これは議会の答弁ですが、今回、今決算書でも明らかになっております。令和元年の先送り分を含め、合計7億3,500万円を返済繰延べすることにすみません。一方、予算で決めていた借金返し、公債費のうち、3月末返済分のうち約

4,100万円を先送りしております。

改めて伺います。本来は赤字決算ではなかったのでしょうか。

2つ目、全体的に歳入、歳出のバランスが崩れる要因は何だったのでしょうか。

そして、公債費を令和2年度から3年間、年約2億3,100万円、令和元年の先送り分を含め合計約7億3,500万円を返済繰延べすることになります。「返済条件変更による財源確保」とこの前説明していましたが、歳入が実際に増えるわけではありません。何のための財源確保なのでしょうか。

通常、借換えでは、利率引下げなどされますが、今回は償還期間は変わりません。利子は総額で、私の計算では約4,900万円ということでしたが、昨日の答弁で6,600万円と答弁されております。返済元金総額は変わりませんが、3年後の元金返済の時期からは期間圧縮で、当初予定より令和5年度では約9,000万円、その後5,000万円余り本来の返済額よりも増加をし、新たな財源確保が必要になります。一時的に実質公債比率や経常収支比率も下がりますが、また増加要因にもなります。

当たり前の財政運営を行うことが財政健全化のためにも必要です。新たな歪みを作らないためにも、今後の財政状況を住民に正確に説明すべきだと思いますが、どうでしょうか。

清原町政の財政健全化方針は、岡井町政時代の河合町財政健全化方針改訂版だとされております。今回、3年目の決算を踏まえて、到達点をどのように評価しておりますか。やはり、清原町政として、現時点での到達目標や新たな方針を示すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

あと、再質問は自席にて行わせていただきます。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうから、感染症対策とゆとりある豊かな教育のために少人数学級実現について、1つ目といたしまして、町内の小中学校で35人以上の学級は幾つありますか。来年、現在の小学校2年生が3年生に進級したとき、どのようになりますか。町として、国・県に少人数学級実現への要望は行っていますか。

2つ目、少人数学級実現にはどのような課題がありますか。現在も40人以下でも学級増になっている学年もありますが、どのように編制されているのでしょうか。

3つ目、「密状態」は現在進行形です、当面の対応方針はどうですか。このままでは新たな転入等がなければ「密状態」は継続します、町として独自の対策はどうでしょうか。少人

数学級の実現は教育を重視する河合町の魅力になると思います、こちらについての答弁をさせていただきます。

町内の小中学校で35人以上の学級は、第一小学校の3年生、6年生、第二小学校の2年生、4年生、5年生の5学級があります。そのうち、第一小学校3年生、6年生、第二小学校2年生につきましては、少人数学級として2学級または3学級となっております。

現在の小学校2年生が3年生に進級したとき、第一小学校は30人で1学級となります。第二小学校は、児童数が86人で現在3学級となっておりますが、特別支援学級の児童が9人いますので、来年度は国の基準では1学級43人の2学級となります。

このような状況を踏まえ、そして「密状態」を解消するために、毎年、県に対して少人数加配、先生の補充の要望を行っております。特に、少人数加配については各学校から要望があり、取りまとめた上で県に要望して、少人数加配があれば40人以下でも学級数を増やすことができます。

町独自の少人数学級実現については、指導者や賃金等の財源の確保が必要となります。学習保障に必要な人的強化として、講師の先生や特別支援員の補充を以前から行っております。また、今回の第2次補正といたしまして、学習支援員やスクール・サポート・スタッフの追加も行いました。

全ての学年で35人学級実現に向けて、引き続き国や県に対して、学級編成基準の見直しや教職員の配置充実について要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） それでは、私のほうより項目の2つ目、公共施設再編の取組から旧第三小学校活用検討の状況についての1から3のご質問にお答えいたします。

まず1つ目、どのような機能を持たす、また移転する予定かなどにつきまして、現在、これまで公民館で実施されている自主的な教育・学習・文化・スポーツなどの生涯学習活動などの拠点施設となることに加え、様々な交流活動が行えるなど、子供から高齢者まで全ての方に開かれた場を提供することを考えております。単に施設を利用するのではなく、ここを拠点として住民の方々が主体となり、協働の地域づくりを進めていただくなど、様々なことを企画・運営していただけるような環境につきましても検討しております。

また、災害時におきましては、地域の防災拠点として活用することを前提に様々なプラン

ニングを行っている段階であります。

次に、中央体育館と中央公民館につきましては、当該地が駅前であること、また馬見丘陵公園の緑道に近接しているなどの好立地であることを踏まえ、本町にとってどのような土地利用を図ることが得策であるのか、様々な方向から今後検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目、財政的な効果につきまして、現段階におきましてはお示しできる具体的な効果の検証まで至っておりませんが、財政的な効果といたしましては、中央体育館及び中央公民館の老朽化に加え未耐震化であること、また、第三小学校の耐震化がなされている状況や第三小学校の立地なども鑑み、行財政の規模に応じた自治体づくりの観点から公共施設の統廃合を進め、予算の縮減を図るものであります。

続きまして、3つ目、いつまで検討し実現させるのか、また、住民の意見を聞く取組は具体的にどう進めるのかにつきまして、今後の予定につきましては、現段階では町の思いなどを反映させた草案の作成を行っておりますが、施設の容量などの問題により、今後改修が必要と判断される場合につきましては、基本設計、実施設計、工事といった手順で進めてまいりたいと考えております。

なお、今後予定しておりますタウンミーティングなど、住民の方々のご意見などを賜る取組を実施し、その内容を十分に反映させてまいりたいと考えております。

以上であります。

○総務部次長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 私のほうからは、3つ目の財政運営について回答させていただきます。

まず1つ目、歳入歳出のバランスが崩れた要因ということですが、令和元年度における最終予算と決算額の比較では、歳入で個人住民税の減少などで町税総額3,600万円の減額、地方消費税交付金2,000万円の減額、地方財政計画の伸び率を参考に算出した臨時財政対策債を含む地方交付税で1億2,300万円の減額などとなっております。

一方、歳出の減額といたしまして、人件費9,000万円、扶助費3,900万円、公債費4,200万円などとなっております。なお、公債費の4,100万円を先送りしても赤字決算にはなっておりません。

2つ目といたしまして、償還条件の見直しについての質問ですが、今回の償還条件の見直

しにつきましては、長期的な視野に立ち、歳出の平準化を図ったものでございます。今後も町税、特に個人住民税は、人口減少や景気低迷などにより減少傾向にあり、また、住民の高齢化に伴い、扶助費などが増加しております。

しかし、一方で、今後も職員の定年退職により人件費の減少や、施設整備などにより過去の借入れた地方債の償還が年々終了していくため、今後も健全化を着実に進めていくことで、公債費の償還が再開する令和5年度以降も緩やかではありますが改善に向かうと見込んでおります。

また、今回の償還条件を見直しすることで、将来の利子支払い額が増加することになりますが、住民の皆様にはご迷惑をかけないように、職員等の給与削減分に対応することとしております。

なお、公債費の先送りにより、実質公債比率や経常収支比率が一時的に改善することについては、住民の皆様にも正確な情報を公表し、丁寧に説明してまいりたいと考えております。

3つ目の財政健全化計画の評価等につきましては、本町では、平成29年度に策定いたしました財政健全化計画に基づき、健全化に取り組んできたことで一定の成果はあったと考えております。

ただ、一部の項目におきまして達成率が低いものもあるため、その課題を検証し、実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

また、令和3年度は、コロナ禍に伴う町税等の減収が想定されますが、国や県に対して強力に財政措置を要望し、財源を確保しながら「河合愛A I 構想」を着実に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） では初めに、少人数学級の件について伺います。

今の答弁のうちで、やっぱり現状認識のこともありますが、では改めてですが、来年、現在の2年生、来年になったときに、まあこれ具体的には第二小学校の2年生になりますけれども、支援学級の子供たちも入れたら、いわゆる40人制になりますから、43人になると今答弁されましたが、そういうことになる予定だ、予想だということについては間違いはないですか。

○教育総務課長（中尾勝人） 議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） そのとおりでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、改めてですが、現在の子供たちや学校の状況をどのように認識されているのかということについて、これ、ちょっと教育長のほうに、ちょっと現場のことになりますので、お伺いしたいと思います。

それと同時に、学級編成の最終的な責任はどこにあるのかということも確認したいと思います。

先ほどもありましたが、二小の4年生のクラスでは生徒の間隔、実際は40人になっていますので、どれくらい確保されているでしょうか。

また、この間、授業の遅れを取戻すために、指導要綱も踏まえながらも無理をせずとっておりましたけれども、現在どのようなトータル状況かと評価していますか。

また、学校再開後、感染が不安で子供を登校させたくないといった保護者がおられたとも聞いております。子供たちへの聞き取りやカウンセラーなどの状況で、子供たちやまた保護者などからどのようなご意見や不安が出されているのか、あったら教えてください。

また、先ほどありましたが、第二小学校の2年生、来年になったら本当にもう43人ぐらいになる可能性があるというふうになりますけれども、それについてもどのように今考えておられるのかというところを確認したいと思います。

そして最後に、学級編成につきましては、義務標準法では第4条で最終的には地方公共団体の教育委員会が生徒の実態を考慮して行うとなっておりますが、そういう認識でよいか、改めて確認したいと思います。

○教育長（竹林信也） 議長。

○議長（杵本光清） 竹林教育長。

○教育長（竹林信也） 先ほど中尾課長のほうが答弁をいたしました。

現状5つ、35人以上の学級が5学級あるということでもございましたけれども、現状は議員おっしゃるように第二小学校4年生のみと、4年生、5年生ですか、ということになっています。それは、通常の教職員の定数配置プラス加配があったということで、現在そのクラスに配置をしておるということで、現状は2つということになります。

来年度につきましては、2年生が3年生になればということですが、それにつま

しても、ちょうど11月末、あるいは12月の初めに県の教育委員会主催の人事方針、示されます、来年度の。その中でどういうふうになるかちょっと分かりませんが、それで加配の可能性もありますし、これから教職員の人事ヒアリングを実施していきますので、その中でも加配については要望してまいりたいというふうに考えております。

それと、今現実に第二小学校4年生、特別支援の子供入れますと80名、2クラスということになっていまして、1クラスが40名ということでございますけれども、一応この文科省が示しております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」2020年9月3日に出されているものなんですけれども、その中では、レベル1地域、レベル2地域、これはレベル1、2、3というふうにその感染状況によって決定されるんですけども、奈良県の場合レベル2以下であると。そういう2以下であれば40人学級でもオーケーですよというふうに文科省は示しております。

なお、その中では教室の配置図まで掲載をされておりまして、第二小学校の4年生、今、河合町の現状はできる限り教室を広く使うと。通常でしたら、机の横に書道の道具とかいろいろ吊るすんですけども、それらはナカマ教室のほうに持っていきまして、できる限り机と机、人と人、1メートル以上空けるような配置をしております。

それから、県の人事方針も、その加配につきましては3月末にならないと加配されるかどうかというのが分からない、毎年そういう状況でございますので、それまでに河合町でどうするかという判断はしにくいのかなと。加配があれば必要もなくなりますから。

最終的には今、平成27年に教育委員会制度改正になりましたけれども、今、教育総合会議、設置をしております。その中でいろいろと議論をしてみたいというふうに考えております。

よろしいですか。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今のちょっと現状の認識のところ、この間、子供たちとか保護者とかの面談とか調査とか、特に再開後すぐにいろいろやられていると思うんですが、そういうところではどのような声や子供の悩みとか、そんなことは出ているところはありませんか。

○議長（杵本光清） 竹林教育長。

○教育長（竹林信也） 特に私のほう、耳には入っておりませんが、一応特別支援を必要とする子供につきましては、普通学級に行くかどうかは保護者の判断で学校のほうは対応

しておりますので、特別支援を必要とする子供であっても特別支援学級にいる子もおりますので、その辺全てが普通教室に入るというわけでもないです。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、全国的ないろんな調査とかをやられたときに、特に国立成育医療研究センターというところが子供たちのアンケートをしたときにも、非常にやっぱりすごくいろいろ深刻な声が本当に出されていたようです。全国的にも登校できなかつたりとか、また非常に不安を覚えるところがありました。

河合町もそこまではいっていないかもしれませんが、そういうこともあり得ると思いますが、そういう声が届いていないということについては、やはり引き続きそういう声を聞く、またはそういうチャンネルとか仕組みもしっかりつくって考えるべきではないかなと思っております。

その上で、先ほど来、一応40人の人数については今2クラスだということでもあります。しかし、ほかの、先ほど聞きましたように35人以上ということでお伺いしたことでもあります。そういう点では実態はあまり変わらないんじゃないかと思えます。そういう点で、今の状況というのが、確かに国はレベルで分けて、要するにすぐにはできないからレベル低いところはやむを得ないとなっていますけれども、やむを得ないままでこのままいつてええのかどうか、その判断も非常に大事やと思うんですが、その点については改めてどのように考えておられるでしょうか。そこはちょっと町長、今の現状認識含めて、一度ご意見を伺いたいと思えます。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 何回もちょっと以前も説明しましたけれども、ちょうど6月、沈静化になりつつあるところで、学校の現場はどうなっているのかなということでもちょっと訪問をさせていただきました。

確かに学級によっては人数が多いなというところがございます。ただ、年度途中というか、校長先生の話しによりますと、本当はいろんな施策をして2つにすぐ割ってあげることが少人数の学級につながるんですけども、学校が始まって既にもうたっているということで、分けることによるそういうマイナス部分もあるんだよということでお話しを聞きました。それで、そのときは、もうとにかく感染症対策を徹底してやっていきたい、そのための予算を町のほうでしっかりしてほしいという、そういうお話しもありました。

ただ、年度途中ですので、いろんな手だてもつくっていく必要はあるんですけども、かって、学校によりましては、今言っておられるようにちょっと人数がかなり多いということで、全ての教科ではできないんですけども、国語科とか算数科については空き教室を利用して2つに割る、そういうような感じで子供の理解度を進めていくとか、そういう取組もありました。

ただし、今言ったことは、各学校の教育現場をしっかりとちょっと分析しないとできませんので、こちらから一方的には言えません。ただ、町内でも、町内教頭主任者会とか町内校長会の中でも、絶えず教育委員会のほうからそういう実態把握については努めておられるということをお聞きしていますので、これからも継続してやってほしいなということを思っております。

河合町につきましては、町独自の講師も各校に多分1人配置されていると思いますので、そういう部分もちょうと活用しながら、何とかこの厳しい状況ではありますけれども乗り切っていきたいなということを思っております。

また、とにかく全国的に、こういう先進国で40人学級というのはもうほとんどございませんで、もう日本ぐらいかなと。そういうことで、やっぱり直近では35人学級を目指す、せめて30人学級はしてほしいなということを強く思っております。

個人的には、前も申し上げましたけれども、国会議員の先生方にもちょっと個別でお会いするときにはそういう施策をぜひよろしく願いますということをお伝えしましたし、また、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、また市町村会に入っておりますので、そこからもそういう要望を上げております。

ただし、また県の教育委員会とか、それからそういう県の何か催物とか、そういう会議とか研修がある場合、とにかく現場の声を届けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） その上で、現在、先ほどもありましたが、第一小学校の例えば3年生などは36人ですけども、支援学級の子2人入れても38ですが2クラスになっています。また、6年生も38人ですが、支援学級の子も入れて4人になる。それはトータルでは増えますけれども、通常は、通常学級の子だけで40人超えるかどうかで判断されます。そういう意味でい

ったら、そういう中でも分けることができるという状況になっております。

加配の要因だと思いますけれども、それはどういうところで決まっていくのでしょうか。その点についてはどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） ただいま議員がおっしゃられたように、加配につきましては各学校から要望が上がってきて、そこから県のほうに要望させていただいて3月の末ぐらいには決まっていきます。というのが、まず児童生徒の報告をさせていただきまして、教職員の勤務先、また教員が決まりましたらその後に講師が決まっていくと。この講師が決まった後に少人数の加配の部分が決まっていくという形になりますので、学校が始まるぎりぎりまで分からないということでございます。

以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、現在の第二小学校の4年生の子とか、そしてまだほかにも35人超えるところ、中学校でも支援学級の子を入れたら第二中学校の1年生なども36人ぐらいになっております。さらに、今の第二小の2年生の子は3年になったら一気に増える。こういう状態はやっぱり放置しては、ずっとということ、基本的にずっとというふうになります、変わらない限りは。

そういう点では、やはり独自にも何か考えるということがやっぱり必要ではないかと。そして、とりわけ来年もこの状態が続かせないように特段の努力が必要だと、取組が必要だと思いますが、そういうことに向けて検討してはどうかというのが私の意見ですが、それにつきましては、ちょっと改めてもう一度、町長のほうにぜひそのことを強くお願いしたいですが、見解をお願いしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、坂本議員おっしゃっているお言葉は本当にそのとおりだなということ強く思っております。

だから、もういろんなちょっと手を使って、少しでも子供の教育環境が良くなりますように、また、しっかりゆとりのある中で教育は受けられるように、全力でいろんな面に働きか

けたり、それから取組を教育委員会中心としまして進めてまいりたいと思います。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひこの件につきましては、保護者とか子供たちの意見もしっかりと踏まえて、やはり前進できるというふうにしていただきたいと思います。そういう点では、今後の取組をぜひ注目したいと思います。

では2つ目に、三小跡地の活用とファシリティマネジメントの関係につきましてお伺いします。

先ほどのところを聞いたのは、いわゆる去年からそういう方向は何度も聞いているんですが、実際どのような機能を持たすところまで来ているのか、議論をしているのか、そのことが全然見えないという状況にあります。先ほど言いましたように、これは大変住民にとっては大事な機能を果たしているところですから、そういう点では今どういうことについて具体的にもう議論しているとか、もしくはこういう方向で考えたい、その時点でもう明らかにするべきではないかなと思っております。

そういう点でもう一度確認ですが、公民館につきましては全ての機能を三小のほうへ移して、基本的に今の状況としては公民館を使わないような状態にするということで検討されているのかどうか。

それと、三小を避難所としての強化もしようということになっていますが、そのことについては具体的にどういうことを、どういう実現しようかと議論されているのかどうか。

それと、運動場の役割については、どういうふうに考えようとか、そういうテーマは、ついてはこういうことを考えているというあたりを、もう一度ちょっと今の時点でも明確にさせていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 今の公民館、中央公民館の機能でございますけれども、当然そこらで様々な活動をされております。貸館というところではありますけれども、その機能全ては第三小学校のほうへ移すというところで検討を進めております。

2つ目、避難所の機能というところでございますけれども、当然避難所をはじめ、また応急復旧活動の拠点など考えられるんですけれども、防災対策の充実を図るためにまず拠点と

なるスペースの確保が必要となりますけれども、想定される活動内容に応じて機能を複合的に有するスペースの整備というところがまず重要であると考えております。

3つ目、グラウンドというところがございますけれども、当然避難所機能としましてもグラウンドというのは重要な位置づけとなっております。また、当然施設を移転するにおきましては、駐車場の確保というところもございますので、今後といいますか現在、その辺、運動場の今後の対応、対応といいますかグラウンドの利活用についても様々な視点から検討を行っている段階でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点で、今検討を行っている舞台というか、どこでやっているかということなんですけれども、先日結成された行政改革検討会議、もしくはファシリティマネジメント推進室等で行うかと思うんですけれども、その内容というのは、やはり実は先ほど言ったように非常に住民にとっても大きな影響を与えることとなります。

そういう点でいったら、中身全てを示せということではありませんけれども、やはりどういうプロセスをされてこれはこういうことで決まっていたのかということも含めて、やっぱり今後大事やと思うんで、そういう点では誰が何を言ったということではなくて、どういうことを検討している、まずはそのことを出して、そのことについてはやっぱり明らかに見える、分かるようにするべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

それと同時に、町民とのやはり意見を聞くという場について、昨日からもいろいろと質問出されております。そういう点では、この10月ぐらいからとか、タウンミーティングという話もありました。

その後、実際はこの方向性というのは、いつまでに確かにつくって出すということで、その推進室を含めてですけれども考えているのか。河合愛AI構想と全部セットでということになってしまうと、これ自身は最終3月ということにたしかになっていると思いますので、そういう点では、住民にとっては河合、清原町政2年目がもう終わってしまいますから、そういう点では、いつまでにとかやっぱりスピードを持ってやる必要があると思いますが、その辺の進め方についてももう一度確認したいと思います。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私はファシリティマネジメント推進室の室長という立場で、兼務という形で今総勢7名で構成したメンバーで今検討を進めているというところでご

ざいます。どこかに席を置くというわけではなく、会議室の一室で勤務時間内で集まって検討を進めているというところがございます。

あと、町民の意見というところがございます。当然議員の先生方々、住民の方々のご意見というのは当然重要であると。今現在、ファシリティマネジメント推進室でまとめておりますのは、今の機能を移転するのにあたって、そのキャパシティーなりがその対応できるのかといった基本的なところと、何が必要であるのか、ある程度その住民さんが何を求めておられるのかというところをいろんな様々なところから検討して、洗い出しをして、その中で今後議員の方々、住民の方々のご意見をお聞きした上で、すり合わせていこうというところを考えてございます。

最後に、いつまでにというところがございますけれども、当然今、事業を進める上においては、いろんなまた財源というのは当然必要になってくるわけがございますけれども、その辺も併せまして、できるだけ早くというところでも今検討を進めているところがございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） できるだけ早くということでは、ちょっと今度もそのタウンミーティングも始めるということは、ちょっと後でまた考えについては聞きますけれども、そういう中ですが、時期として本当にいつまでかということ、今草案という段階ですから、それをもっと明確にするべきではないかと思う。そこのところはどうなんでしょうか。これはちょっと担当部長ぐらい、町長でもいいですが、実際にいつまでにということをもっと明確にするべきやと思います。それについていかがでしょうか。

○議長（杵本光清） 福井企画部長。

○企画部長（福井敏夫） いつまでにといいますか、先ほど担当室課長が申しました内容でございます。今草案づくりをしております。来年度には基本設計あたりには移りたいというふうを考えております。

それに先立ちまして、タウンミーティング等で住民のほうからのご意見承るのは当然のことでございますので、その辺も踏まえた上で、スケジュールとしては先ほど申しましたようにできる限り早くということ考えておりますので、よろしく申し上げます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、とにかくこの全体、ほかのこともそうなんです、どうしようと

しているかが非常に見えにくいんです。テンポ等含めて。そういう点では、草案も早く、草案というのはつくり上げて、そしてこれでタウンミーティングをするときも、このことについてはここまで来ているというようなことを含めてやらないと意味がないのではないかと思います。そういう点では、この進め方について改めて注目したいと思います。

同時に、さっき言ったその議論過程については何人かの形で、ちょっと検討が分かるようなことにしとくというのは、なぜこういうことにしたのかということを含めて、後から含めてね、分かるようにするために大事やと思います、そのことについてはどうでしょうか。

○町長（清原和人） はい。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） はい、議長。

今言っていたような内容のことについてなんですけれども、一応今草案をしっかりとつくって、その中で利活用するにあたりまして、かなり三小の今ある建物についても分析なり、それから、どういうことを補っていくかということも含めまして事業費のことも出てまいります。そういうことを今、考えながら草案をつくっております。

ただし、住民の方にも、こういう感じである程度考えているというそういうような内容と、それから議員の先生方を含めましていろんなご意見をやっぱり聞いていくということを今考えておりますので、今、坂本議員おっしゃったように、10月半ばとかぐらいにタウンミーティングを持ちまして、コロナ禍になっておりますので、ちょっとそういう持ち方についてはもう今いろいろ議論をしておりますので、とにかく理事者側だけで勝手に進めるということではなくて、そういうご意見もしっかり、タウンミーティングを通して聞いて、それから肉づけをしながらまたいろんな面で返していくというか。だから、大まかに今年1年はそういう感じで。

私、今年初めでしたっけ、ちょっと先走りまして、早く早く公民館的なそういう機能を移したいということで、ちょっと先走って、もうちょっと皆様方にちょっとご迷惑をかけたんですけれども、そういう部分はしっかり、今年そういう草案なり、しっかり詰めさせていただいて、来年ぐらいに具体的にどういうことをしていくかということで、基本設計なり形として示して、その次の年ぐらいにはもうちゃんと事業をしていく、そういうような流れがやとちょっと浮かんでまいりました。先生方とか住民の方々はどうなってんのやろうということでご心配かけていることに対しましては、率直にというか、お詫びしたいと思っております。流れとしては、今言いましたような感じで進めていきたいと思っております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひこれはまだちょっと納得できていないんですけども、タウンミーティングにあたっては実際かみ合った議論になれるようにするためにも、やはり一定の段階もあるわけです。やっぱりここまでには草案でもいいからつくるということの上で進めていただきたいと思います。これも今後、注視したいと思います。

最後に、財政運営について伺います。

令和元年度3月末、一部公債費の支払いの繰延べ、そして今年度から3年間、一部の公債費の繰延べは、住民や職員に財政状況を正しく説明し、健全化を進めていく土台として、財政運営上問題があると思っております。健全化を、現在の財政状況の厳しさを夕張と同じだという表現もありますが、私は背景も全く違い、そのようには考えておりません。ただし、夕張で問題になった実態の反映しない、粉飾のような財政運営が絶対にしてはいけない必要があります。

かつて、町営住宅の修繕において、予算もつけずに執行した違法な状況の問題がありました。今回の処理も、そういう点では夕張並みの危機を持っていると自分は思っております。今後の財政運営の在り方について。そういう点で、改めてちょっと確認しておきたいと思えます。

年2回、9月と3月に支払っている公債費の一部を3月分だけ、6件分ですけども先送りしたのはなぜでしょうか。財政調整基金というのは3月末の専決処分で繰入れ3,584万円となっております、決算書でも。そして、決算調整で最終的には繰入れは8,000万円になったというふうに書いています。ですから、逆に4,400万円ほど調整の中で繰入れたんやと思います。財政調整基金は、もともとそういう性格を持っておりますから、少ないとは言えやむを得ないところがあるかと思えます。

しかし、この公債費をわざわざ一部だけ、4,000万円を払わずに残したという、これは据置きと表現してはいますが、先送りやと思います。それを何でそういうことをしたのかについて、改めて質問したいと思います。これは、取りあえず担当者でも結構ですが、あと、せめて部長ぐらいのところで答弁をお願いします。

○総務部次長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村総務部次長。

○総務部次長（上村卓也） 元年度におきまして4,100万円の据置きを行ったということでございますが、先ほど申し上げたような理由なんですけれども、これの今後、将来的な部分におきましても、財政運営で過剰を出さずに実施していくために償還条件の見直しを行ったということでございます。決してその粉飾決算というような部分ではございません。要は年度、町財政において、状況が厳しいとき、また今後改善に向かう時期というのは当然でございます。その改善に向かうまでの時期の間の財源の調整を行わせていただいたというところでございます。

○6番（坂本博道） ちょっと。議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） しかし、この件につきましては、今年度からの分については予算議論のところでも見て明らかになっております。これ、問題あると思います。

しかし、昨年度末の分につきましては、どこでも報告されておりました。

さらに、先ほど赤字ではないと言いましたが、もしこの公債費4,000万円を払っておれば、1,900万ぐらいの黒字ですから、結局収支では赤字になっているわけです。

ですから、そういう意味では今年、去年度の赤字を出さないということが主な目的ではなかったのかと思いますが、それについてはどのように判断されたんでしょうか。これはちょっと担当部長のほうでお願いします。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 基礎上王道の財政運営というものがありまして、坂本議員はその立場に立って質問されていると思います。

ただ、河合町の財政事情非常に、夕張とかと比べられると非常に憤慨なんですけれども厳しい状況で、王道だけではなしに機敏に素早く対応していく、そういうことが求められている時期に入っています。

先ほど、上村次長が申し上げたとおり、河合の場合は今、財政事情が集中している時期でございます。それが緩和される時期というのも当然でございます。そのような財政、町の財政体質の特徴を踏まえて、6月に申し上げましたが、県の職員もそれを理解して助言していただいたということでございます。

決して令和元年度の3月期の支払いについても、先ほど申しました王道で腰を据えるだけじゃなしに機敏に対応していくと、そういうことで処理させていただいたということでござ

います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 機敏にというのは、赤字決算にならないようにという意味ではないのですか、そういう点では。機敏というのはどういう意味なのでしょうか。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） それは、次長申し上げたように、長期的視野に立って支払いを平準化するというところです。その意思決定を機敏に決定したということでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。残り1分となっております。

○6番（坂本博道） これ自身は夕張と同じというふうに、財政、思っているわけでありまして。ただ、やり方については、それに通ずることになりかねない。正確に、要するに分からなくなるということが言える。そういう点で、やっぱり単年度で赤字を出さないということにしていくことがやっぱり大事やと思います。

そういう点では、昨年度については9回の補正やられましたけれども、それで約1億2,000万円の一般財源が必要になりました。それをどこから生み出すかということが多分問題あったと思うんです。そういう点では、やはり計画的に進めること、それ一層大事やと思います。

と同時に、今年度のところでどうかといったときに、今年については、毎年交付税とか臨時財政対策債が予算よりも少ないという自体が、税金と一緒に、ともに財源不足の要因になってきました。そういう点では、今年については今回9月補正で上がっていますけれども、交付税のほうも、それから臨時財政対策債のほうも、予算よりも約8,000万円ほど増えております。それを今度、財政調整基金に入れるわけですが、そういう点では、今年度のところで何とかしなければいけないと思います。そのためにも実は、財産収入で1億4,000万円の収入予算になっています。これがもし入らないとなると、結局はまた同じことになってしまいます。

そういう点で、これもほかの議員からありましたけれども、現在のその取組状況と、それと今年の予算財政運営の基本的な立場について、ちょっと改めて質問したいと、確認したいと思います。最後をお願いします。

○総務部長（澤井昭仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 澤井総務部長。

○総務部長（澤井昭仁） 私ごとで申し訳ないですけども、25年ぶりに財政担当をさせていただき、当時は係長ですけども、当時はまさしく王道で、教科書どおりの財政運営ができたということで、県庁の職員の助言ももらうことなく財政運営ができました。歳入については厳しく見積って、見積り財源を確保し、そして歳入が予算以上に入れば、それに対して補正をする、あるいは基金に積立てるといような王道の財政運営をさせていただきました。

そういう意味では、先ほど坂本議員が申し上げられたように、今年度、地方交付税、臨時財政対策債で8,000万財源ができたということで、少しその教科書通りの補正ができたのかなということと言えるのかなと。一方で、まだまだ不確定な財源もあります。それらの不安定要素も当然私自身も認識しております。

何遍も申し上げますように、それらに対しても、決して王道で腰を据えて財政運営ができるような状態でないということは肝に銘じて、時々に応じて機敏に対応していきたいと、そういう財政運営を心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（杵本光清） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は午後2時20分といたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時20分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○議長（杵本光清） 10番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

（10番 馬場千恵子 登壇）

○10番（馬場千恵子） こんにちは。

議席番号10番、馬場千恵子、通告書に基づいて質問いたします。

今回は3点について質問したいと思います。

1点目は、交通権としてのすな丸号について。

総合福祉会館を利用するための送迎として「豆山の郷号」が運行され、その後「きずな号」、「すな丸号」と名前を変えて運行されています。現在、少子高齢化が進み、高齢者の運転免許証の返上や地域の公共交通の撤退が進む中で、住民の移動の自由が保障されているとは言い難い状況にあります。

日本国憲法が保障する生存権、幸福追求権といった基本的人権を実現すること、また個人がそのニーズに応じて移動できる環境をつくることが不可欠です。そういった意味で、交通もまた基本的人権の一部だという考え方は広く共有されつつあります。

すな丸号の運行について、住民から多くの声が寄せられてきました。今回、アンケートが実施されたことは、改善について一歩踏み出したと理解していますが、どのような声、要望がありましたか。

例えば、車体に広告を掲載する、車内に町の取組を掲載、また、声ボックスの設置、運行規定の策定など、アンケートの結果を待たずに改善できると思います、いかがお考えでしょうか。

すな丸号の改善を求める声は、すなわち河合町に住み続けたいという願いの表れではないでしょうか。

すな丸号が真に住民の移動手段として運行されるよう改善するに当たり、住民を含めた協議会、ここでは協議会というふうな表現をしていますが、私がかねてから言っているすな丸号利用委員会というふうに理解していただければと思います、を設置すべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2番目は、町民の命と安全を守る防災について。

災害から町民の命と安全を守る上で、幾つかの課題があります。災害時に住民に必要な情報が正確に届くことは、安全を確保する上で欠かせないことです。

しかし、防災無線が聞こえない地域があるという現状がありますが、把握されていますか。

聞こえない地域に戸別受信機や防災ラジオなど必要に応じて設置することは住民の命と安全を守る上で必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、電話やメール、FAX、携帯などの登録で情報提供されていますが、その現状、到達はどうでしょうか。

また、災害が起きたときは、その地域によって状況は異なります。大字別の防災計画の策定が必要なのではないのでしょうか。どの地域に要支援者の方がおられるのか、どのような状況なのか、どうすれば安全なところに移動できるのか、地域のこの部分が水害では浸水する。地震では、空き家やブロック塀、老木などが倒壊するなどの状況を最も把握しているのはその地域に居住している人たちだと思います。

地域ごとの防災マップ、防災計画を策定する必要があるのではないのでしょうか。速やかに防災マップ、防災計画の策定を進める、町民の命と安全を守るべきだと思いますが、いかがお考えですか。

3番目は、新型コロナウイルス感染拡大と就学援助制度です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で家計に大きな打撃を受け、経済的に困難な状況にある家庭が多く生まれています。本来ならば、昨年の収入で就学援助の対象となるかどうか判断されますが、このコロナ禍の異常な状況の中で、就学援助を必要とする家庭に対して制度の紹介はどのようにされていますか。

また、就学援助制度が活用できるようにすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。以上です。

再質問につきましては、自席にて行います。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、私からはご質問を頂きました1点目、すな丸号に関するご質問についてお答えいたします。

今回実施いたしました「町内巡回ワゴン（すな丸号）に関するアンケート」については、336名の方からご回答いただき、集計作業を終えたところでございます。

ご回答頂きました方のうち、実際にすな丸号をご利用頂いた経験のある方からの回答が全体の56%となっており、ご利用頂いた方からの意見の中で多かったものとしましては「路線網の充実」、「運行時間の拡大」、そして「車両や停留所の整備改善」などに関する内容となります。

また、これまでご利用頂いたことがない方の利用しない理由としては、「ほかの移動手段があるので必要ない」という回答が圧倒的に多く、すな丸号はほかの移動手段を持たない方の移動を担っているという事実を改めて認識したところでございます。

ご指摘いただいています車両広告の実施につきましては、掲載基準の作成が完了しており、

今後、ホームページや広報紙への広告掲載と併せて実施する予定をしております。また、運転手の氏名を車内に掲出し、ご意見を頂く窓口案内を表示するなど、即時対応可能なものにつきましてはこれまでも対応してまいりました。

ご質問にありました協議会、利用委員会の設置に関しましては、今回実施したアンケートだけでは住民意見の反映の手段としては不十分であると我々認識しておりますので、今後何らかのご意見をお伺いする方法を設けたいと考えておるところでございます。

以上となります。

○安心安全推進課長（吉川浩行） はい、議長。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） すみません、そうしたら私のほうからは、2つ目の町民の命と安全を守る防災についてということで、まず、防災無線が聞こえない地域について、もう一つ、防災計画の策定についてということでお答えさせていただきます。

まず、防災行政無線についてですが、当初、お互いに音響が重ならない場所を調査いたしまして、立地条件等も考慮して町域全域に設置いたしました。放送音量については、音が小さいとかというご意見に対し、逆に音が大きくてうるさいとの意見も多く寄せられています。スピーカーからの音声による放送のため、住宅環境の変化だとか、防音対策や冷暖房の効率化による気密性の向上や建築物により、むやみに音量を上げるとかえって反響して聞き取りにくい場合もあります。全ての皆様に同じ音量で放送を行うことは困難な状況であると考えております。

そのような中で、令和元年7月に、去年なんですけれども、音達試験等を実施して最適な音量設定としているところでございます。

また、防災行政無線については、現在、災害時における情報伝達を確実にするために、聞き逃したり、もう一度お聞きになりたい方に向け、昨日もお答えさせていただいたんですけれども、専用電話0745-57-0211で再度お聞き頂くシステムを用意しております。併せて、フリーダイヤル導入についても、現在の専用電話との比較をして、検討もしていきたいと考えております。

そのほかに、登録メールだとか登録電話、FAX、ホームページ、フェイスブック、LINE、様々な媒体を用いて災害等の情報提供を行っていきたいと考えております。

次に、防災計画の策定についてですが、地区防災計画は、住民の生命と財産を守る上で非常に重要だと認識しております。その作成を各自治会に依頼させていただいております。今

年度におきましても、数団体が作成予定をするというのをお聞きしております。これをモデルケースといたしまして、全町に広げていきたいと考えています。

防災マップも有効なツールと認識しております。去年だとかでいいますと、第三小学校とかにおきましては、地域の防災士が中心となりまして防災教育を実施していました。そのメニューとして防災マップ作成も行っていただきました。そういうのも踏まえまして、地区防災計画を策定とともに進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 私のほうからは、就学援助制度について答弁させていただきます。

教育委員会といたしましては、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒について、生活保護法に基づく保護に準じて給食費・学用品費などの援助を行っております。制度の紹介につきましては、年度初めに学校を通じて、全ての保護者に説明文書を配布しております。

前年度に引き続いて利用される方を含み、学校が相談及び申請書を取りまとめ、教育委員会が受給対象者となる方を決定していきます。今回の申請に際して、コロナ禍の影響を受けた方が申請できるように校長会で呼びかけております。

就学援助制度が活用できるように、学校を通じて随時受け付けをするようにしております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） すな丸号のことについて、まずお聞きしたいと思います。

すな丸号についてはアンケートも取られて、住民の声も聞かれたかと思えますけれども、路線の変更や時間の延長ということで、利用しやすいようにという要望だったと思えますけれども、そういったことも含めまして、住民の声を基に一緒に話合える場をつくってもらいたいというのが要望なんですけれども、住民を含めてのそういった協議会というか利用委員会をぜひつくってもらいたいというふうに思います。

この質問書の中にも今すぐできる改善ということで幾つか挙げていますけれども、その何点かある、4つか5つかある中ですぐにできるであろうというものだけ挙げてみたんですけ

れども、その点についてはどんなふうに改善できますでしょうか。

それと、このアンケートの結果をホームページでお知らせするということですので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

ただ、そのアンケートが336名ということで随分少ないなという気もしているんですけども、その期日を10日ほど伸ばしていただいたということで、その間、私も住民の皆さんには、今アンケートが届いているのでぜひ答えてください、皆さんの移動の手段としてのすな丸号の改善を進めていきたいということで訴えてきたところですけども、そういった町としてのアンケートを書いていただくための推進というか、手だてはどのようにされたのかなというふうに思います。

それと、単に挟んでいたということで、利用されていない方からのアンケートも半数弱あったわけですけども、利用していないからいいわというふうに感じて利用されていない、これは336人中の40何%ということですけども、答えていないという方もおられましたので、本当は利用していない人も含めて今後活用してもらいたいというための改善も進めてもらいたいなというふうに思っています。

このすな丸号の今すぐできる改善の中で、手をつけられるというか、すぐできるというふうに思う点についてはどんなふうなことができるでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） ご質問いただいています即対応が可能なものにつきまして、まず、車内に町の取組などを掲載するというのがございます。これに関しましては、一部もう既に車内に設置しているものがございますので、対応できる範囲ですけれども対応していると言えます。

また、声ボックスの設置というのは、恐らくその利用に関してのご意見賜る箱のことかなと思うんですけども、今回アンケートをするための回収ボックスを設置していた場所につけることは可能だと思いますので、これは本当にもう数日中にできるものと考えております。

あと、運行規定の策定につきましては、現在、その内容などを、乗務員の責務などを定めたものを策定する方向で進めております。これも、もう近く運行規定というものも策定できるものと考えております。

あと、ご質問頂きましたこのアンケート結果に関する内容ですが、まず公表につきましては、もう現在集計終わっておりますので、あとはその見た目の体裁を整えているような段階

でございます。こちらにつきましても、まずはホームページ上などで公表したいと考えております。

あと、この336名の回答が少ないんじゃないかと、こういった回収に向けての取組をしたのかというご質問でございますが、今回、新型コロナの影響というのがある中で、このアンケートにつきましてもいつ配布するものかということで、当初4月で考えたのが5月、6月とずれ込んだ経緯がございます。そういった中で、本来もともと、例えば回収に総代自治会長会の協力を仰いで各集会所などでも回収できるような方法も考えたんですけども、ちょっとそのアンケートの配布時期が確定しなかったのも、結果として協力していただけなかった、こちらから協力を申出ることができなかったという経緯がございます。

ただ、例えばホームページ上で直接入力をしていただいで送っていただくような仕組みなどは可能な限り取組んだつもりではしております。

あと、実際にこのすな丸号に関心がない方の意見をどうやって取り込むかということなんですけれども、これはそもそもその存在すらご存じでない方もいらっしゃると思いますので、やはり今後、こういったものを町で走らせているということから、ちょっと目立つようなことを始めていく必要があるとは考えておるところでございます。

以上となります。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） この回収に対しての努力もされていたということですけども、例えば商業施設のところに置いてもらうとか、それから郵便局や銀行とかにも置いてもらうとかというような形で、積極的にそういうのもしているよということも含めてもっと訴えるべきではなかったのかというような気持ちが残っています。

それと、車体に広告を載せるということで、ほかの斑鳩とか上牧でもされているかと思うんですけども、すな丸号にも仕事をしてもらおうということで、収入を得てもらおうということで広告を載せていくというような準備はされていますでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 現在、その広告収入を得るために、広告の掲載基準というものを、これができておまして、どのような広告であれば載せることが可能かというような一定の判断材料、判断基準というものをつくっております。

今後はすな丸号に限らず、町のホームページなどにも広告を載せる予定をしていますので、そういったものと統一できるような調整をしている段階でございます。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） はい。

ぜひ積極的に進めてもらいたいのと、やっぱりすな丸号に載せるということは全町走り回っているということですので、目につくということもありますので、これは早急に進めてもらいたいと思います。

それと、運行規定ですけれども、町の職員の方とシルバーさんで委託している部分との運転手が替わるということで、それぞれ同じ条件で同じサービスが住民が受けられるように、その規定をつくっていただいて、それに反した行動があればすぐチェックができるような、そういったシステムをつくってもらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 現在、検討しています運行規定のその適用の範囲につきましては、当然運転手全員に適用されるものと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） ぜひ早急につくってもらいたいと思います。

いろいろとそのすな丸号について、前進というか改善をされているというふうな努力をされていることは見えるというか、私には分かるんですけれども、地域の住民の方にそれがちゃんと目に見えるような形で、こういう改善ができました、こんなこともできましたというような形が町民に分かるような形で示してもらえたらなというふうに思っています。

それと、町長にもお聞きしたいと思います。

このすな丸号ですけれども、通告書にもありましたけれども、すな丸号に対する要望というのは、やはり町民が河合町にいつまでも暮らし、住み続けたいという気持ちの表れだと私は理解しています。そういった意味で、すな丸号の存在というのはその町民にとっては欠かせないものだと思っています。

それと、クロスセクターベネフィットという考え方があるんですけれども、例えば、これは高齢者についての例えなんですけれども、高齢者は外出機会が多いほど寝たきりになりにくいということが調査で明らかになっています。寝たきりの高齢者が増えること、増えると

国や自治体の介護保険料の負担が増えるというふうな結果が出ているところです。寝たきり予防につながる公共交通の支出のバランスが取れるのであれば、そのすな丸号が赤字であってもその採算が取れていた、赤字というふうな判断はしないということで、国のほうもその赤字前提に補助を行うという制度も発足しているようです。

住民の移動手段としてのすな丸号、今後の移動する権利、河合町でいつまでも暮らしていきたいというそのようなすな丸号の今後の在り方について、町長について、お考えをお聞きしたいと思います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、議員おっしゃったようにというか、とても大事な役目を担ってもらっていると考えております。とにかく中身につきましても、いろんな充実なり改善をしていく、そういう状況になっているかなということで、住民の声、利用者の声をそういう集約をしていくというか、そういう手だてをしていくということで、検討はしていきたいと考えております。

今、協議会という形ではあるんですけども、さっき議員おっしゃったように、ちょっと中身的に今ある協議会とは違うということも先ほどご意見で教えていただきましたので、ちょっとそういう声をどのように集約して進めていくかということは、さっき課長のほうでも答えましたように、ちょっとしっかり検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） このすな丸号についての改善については、ぜひ町民を含めた形で利用委員会、向上委員会をつくってもらいたいというふうに思いますが、その設置について、その方法を考えるというふうな曖昧な、曖昧な答えとは申し訳ないですけども、そういう返事でしたので、ぜひ皆さんの声が直接届くような形で設置してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すみません、コロナの影響もある中で、会議として一堂に集まっていたのが今いかがなものかという思いがあったので、少し曖昧に聞こえるような答弁

になってしまったかも分かりません。もちろん住民意見の反映ということでは、このアンケートに終わらず、直接お話しをお聞きして、それを運行につなげていくような、そういった方法を考えてまいりたいと思っております。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、次の防災のところについて質問したいと思います。

この防災無線、本当に先ほど課長が言われたように、聞こえない、音量を上げたらやかましい、それで下げると聞こえないという状況ですけれども、実際にどちらにしても、雨が強かったり風が強かったりしたら聞こえないというふうに理解してもらったらいと思います。

そういった中で、町民の方にどれだけ正確な情報が正確に必要な人に届くのかというところを考えてもらいたいというふうに思うんですけれども、昨日の佐藤議員の質問の中で、専用の電話があるというふうに回答されたかと思えます。私もそんな電話があるのかというふうに思ったわけですけれども、実際にこの先ほど言われた0745-57-0211というのは、町民の方にどれだけ浸透しているのか、どんなふうに町の安心推進課の中で理解されているのかというのをお聞きしたいと思います。

FAX、メール、電話、LINE、いろいろ手を尽くして情報を発信するというのももされているようなんですけれども、これも本当に重複した形でされていますので、実際にその情報を求めるところ、している、求めておられるところにちゃんと届いているかどうかという確認も必要かと思えます。

それと併せて、私はもう1つ言いたいのは、地域別の大字別の防災マップです。

すみません、先ほどの防災の専用電話ですけれども、この電話をね、多くの方に知ってもらいたいということで、お知らせ版とか広報とかのところ、無線が聞こえない場合はここに電話というコーナーというか、そういうのを必ず書いてもらう。いつでも見れるという形にしてもらいたいと思うんですけれども、それも進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

それと、できたら9月1日というのが防災の日だったわけですけれども、町として何らかの取組がされたのかどうか、それもお聞きしたいと思います。9月1日防災の日ということで、テレビでも新聞でも注意を促しているわけですけれども、そういうときだからこそ町民の方に浸透するというか、情報が入りやすいと思えますので、そういう取組は河合町ではどんなふうに行われましたか。

それと、地域別の防災のマップですけれども、やはりその地域に住んでいる方が一番よ

くその状況を知っておられると思います。幾つかの団体で予定されているということですが、今のところどういう、何団体ぐらいのところでそういうマップをつくりつつあるのか、そういうこともお聞きしたいと思います。

それと、防災というか、災害のときの影響ですけれども、空き家の話しも昨日の質問でも出ましたけれども、そういったことも関連していますので、地域の危険な場所のチェックとかも含めて、やっぱりその地域の住民の方が一番よく知っておられると思いますので、そういう人も含めまして、地域の人を中心にあってマップづくりを進めてもらいたいと思います。

それについて、安心安全課のほうで町としてもバックアップしていく、力を貸していくということで進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○安心安全推進課長（吉川浩行） はい。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） まず、防災行政無線の専用ダイヤルについてなんですけれども、今まではちょっと登録メールのほうを重視して広報等で周知はしていたと思います。今後におきましても、専用電話と併せて、いろいろ広報等でも情報発信していきたいと考えています。

9月1日の防災の日の訓練としてなんですけれども、特に町としてはしていないんですけれども、毎年7月9日なんですけれども、県内一斉で奈良のシェイクアウト訓練というのを県内一斉ですべてしております。そのときに町内、職員、住民さんを含めて訓練もしております。今年度に関しましてはコロナの影響で開催ができなかったんですけれども、毎年そういった訓練も含めて開催しております。

あと、防災マップについてなんですけれども、何団体という、今お聞きしているのは2団体策定するというのをお聞きしております。

その災害の影響とかなんですけれども、そういった地区防災計画をつくっていただくことによって、そうですね、今後安心安全推進課のほうもつくっていただくように、総代自治会長等でまた積極的に呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） はい。

9月1日の防災の日の取組ですけれども、これは先ほども言いましたけれども、新聞やテ

レビなどでも報道されているということで、このときだからこそ意識の高まりもあるということですので、ぜひそのときの取組もしていただきたいと思います。

それで、2団体というのはどこの団体かというのをお聞きしたいのと、それと専用電話が、昨日の佐藤議員の回答にもありましたけれども有料であるということですが、全国的なニュースを見ますと、無料で専用電話がつながるといったところも多くあります。その点についてはどうでしょうか。

○安心安全推進課長（吉川浩行） はい。

○議長（杵本光清） 吉川安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（吉川浩行） まず、地区防災計画を策定する自治会なんですけれども、高塚台2丁目と薬井というのをお聞きしております。

専用電話についてなんですけれども、近隣等も調べているんですけれども、王寺、広陵は同じように有料というのを調べております。

フリーボイスについてなんですけれども、どうしても回線が必要となってきますので、回線プラス通話料金とかも必要となってきますので、そういうのも踏まえて検討していきたいと思うんですけれども、現在においてはこの専用電話で、用いてやっていきたいと考えております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） その有料であるというのは進んだ経験ではなくて、どちらかというのと遅れた経験ですので、全国の進んだ経験も学んでもらいたいと思います。

町長にもちょっとお聞きしたいと思います。

この地域のマップづくりですけれども、本当にその地域の方のお住まいされている方が一番その地域のことをよく知っておられて、どこにその要支援者の方がおられるかということも含めて把握されているかと思っておりますので、その地域のマップづくり、今お聞きしましたら高塚台2丁目と薬井ということですので、私はそれ以外にあるのかなと思ってお聞きしたんですけれども、もっと広く、やっぱりその地域の中で、自分たちのことは自分たちで守るといった立場でそれを援助するというのでつくってもらいたいと思うんですけれども、今後の計画として、町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 地域の防災マップについてはすごくいいことかなと思っております。

何年か前の大きな水害があったときに、ある地区ではほとんどの方が被害者にならなくて、ある地区のほうではかなりの被害者が出たという、そういう報道がありました。何がその命の分け目になったのかなということ、ちょっと報道もされていたんですけども、ちょうど冷蔵庫なり、一番目につくところに、もしそういう水害、緊急事態になったらどこへ逃げるという、本当に簡単な文言と多分地図も描いてあったかも分からないんですけども、それがあかないかで大きなそういう命を分けるということもありました。

だから、今、議員おっしゃっていただいたように、被害をとにかく出さない。そういう緊急の場合、自分がどこへ行ったらいいのか、最低そういうところでも総代自治会長会なり、また、あといろんなところで情報発信して、とにかく今、2区、2つの地区から今取組を始めるといことなんですけれども、それこそ早いうちにほかのそういう自治会でも広めていくということで、町としても取組の呼びかけなりしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、就学援助についてお聞きしたいと思います。

先ほどご回答いただいたのは、通常の呼びかけの範囲だったと思います。今回はこのコロナ禍の中での、そのご家庭の厳しい状況の中で、去年は対象外だったけれども今年を対象になるかもしれないよということを案内だけでもしてもらいたい。本当にこの就職というか、お父さんの収入がなくなったとか、例えば就職そのものが、仕事そのものがなくなったとかという方もたくさん聞いておりますので、河合町においても、去年に比べて収入が減ったとかということで、子供たちが安心して学べるというような状況を整えてもらうという意味でも、就学援助の案内の窓口を設置してもらいたいというふうに思います。

去年は全然そういうのも意識もしなかったけれども、今年はいろんなこういったコロナ禍の中での状況も変わってきている中で、そういうところにも支援の手を伸ばしてもらいたいということで、取りあえず去年と同じ方法、校長会に呼びかけたり学校を通じてというだけではなくて、お知らせ版とか広報とかホームページとかというところで、とにかく相談してください、お困りのご家庭があったら相談してくださいという呼びかけはできるのではないのでしょうか。ぜひそれもお願いしたいと思います。

それと、お知らせ版のところ、QRコードをつけていただいて、それを開けると就学援

助制度について見れるというような、手軽に理解できるようなそういった方法もしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今回のコロナ禍による影響につきましては、失業等による収入の減、必ずこういったことが起こり得ているというふうに認識はしております。学校が窓口という形での引継ぎ、引き続き学校が窓口ということについては継続させていただきながら、教育委員会のほうでもきちんと報告を受けて対応していきたいと思います。

また、ホームページ等にも記載のほうしていきたいと考えています。また、校長会でも再度お話しをほうさせていただきたいというふうに考えております。

すみません、また、お知らせ版のQRコードにつきましては、また担当課と相談させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。残り1分です。まとめてください。

○10番（馬場千恵子） この就学援助のことについてですけれども、案内の窓口の設置ということではしていただけるということによかったですかね。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中尾教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 窓口につきましては、学校も含めて教育委員会のほうでさせていただくということをお願いします。

○議長（杵本光清） これにて馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

副 議 長 長谷川 伸 一

署 名 議 員 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治